

## 平成29年第2回与論町議会定例会会議録

### 目 次

会期日程	.....	(3)
<b>第1日（6月19日）</b>		
開 会	.....	5
開 議	.....	5
会議録署名議員の指名	.....	5
会期の決定	.....	5
諸般の報告	.....	5
一般質問	.....	6
高田豊繁君	.....	6
沖野一雄君	.....	17
町 俊策君	.....	32
遠山勝也君	.....	35
川村武俊君	.....	38
議案第30号 与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例	.....	45
議案第31号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	.....	46
議案第32号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）	.....	47
議案第33号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)	.....	60
議案第34号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	.....	62
議案第35号 茶花漁港水産生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事請 負変更契約の締結について	.....	63
認定第 1号 町道路線の認定について	.....	64
同意第 1号 農業委員会委員の任命について	.....	64
同意第 2号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 3号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 4号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 5号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 6号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 7号 農業委員会委員の任命について	.....	65
同意第 8号 農業委員会委員の任命について	.....	65

同意第 9 号 農業委員会委員の任命について	65
散 会	69

## 第2日（6月23日）

議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	75
陳情第 1 号 町道兼母3号線の舗装整備について （環境経済建設常任委員長報告）	76
陳情第 2 号 南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備について	76
陳情第 3 号 南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について	76
所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）	78
所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）	80
議員派遣の件	84
閉会中の継続調査について	84
閉 会	84

平成29年第2回(6月)定例会会期日程

月　日	曜　日	日　程
6月19日	月	全員協議会 本会議(開会、一般質問、議案審議)
6月20日	火	
6月21日	水	委員会
6月22日	木	予備日(議事整理日)
6月23日	金	議会運営委員会 全員協議会 本会議(閉会)

# 平成 29 年第 2 回与論町議会定例会

第 1 日

平成 29 年 6 月 19 日

平成29年第2回与論町議会定例会会議録  
平成29年6月19日（月曜日）午前9時19分開会

1 議事日程（第1号）

開会の宣告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 一般質問

第5 議案第30号 与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

第6 議案第31号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第7 議案第32号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）

第8 議案第33号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第1号)

第9 議案第34号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算  
(第1号)

第10 議案第35号 茶花漁港水産生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事  
請負変更契約の締結について

第11 認定第 1号 町道路線の認定について

第12 同意第 1号 農業委員会委員の任命について

第13 同意第 2号 農業委員会委員の任命について

第14 同意第 3号 農業委員会委員の任命について

第15 同意第 4号 農業委員会委員の任命について

第16 同意第 5号 農業委員会委員の任命について

第17 同意第 6号 農業委員会委員の任命について

第18 同意第 7号 農業委員会委員の任命について

第19 同意第 8号 農業委員会委員の任命について

第20 同意第 9号 農業委員会委員の任命について

2 出席議員（9人）

1番 遠山勝也君 2番 沖野一雄君

3番 川村武俊君 4番 林敏治君

5番 高田豊繁君 6番 町俊策君

8番 野口靖夫君 9番 林隆壽君

10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員 (1人) 欠員 (0人)

7番 大田 英勝 君

4 地方自治法第121条による出席者 (18人)

町長	山元宗君	副町長	久留満博君
教育長	町岡光弘君	総務企画課長	沖島範幸君
会計管理者兼会計課長	武東真奈美君	税務課長	徳田康悦君
町民福祉課長	田畠文成君	環境課長	田畠博徳君
農業委員会事務局長	野口芳徳君	産業振興課長	町島実和君
商工観光課長	山下哲博君	建設課長	大角周治君
教育委員会事務局長	田畠豊範君	教育委員会生涯学習課主幹兼係長	大馬福徳君
水道課長	竹田平一郎君	与論こども園長	富千加代君
茶花こども園長	阿多とみ子君	那間こども園長	池畠あけみ君

5 議会事務局職員出席者 (2人)

事務局長 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開会 午前9時19分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 皆様に申し上げます。議場が移転してから初めての議会ですので、指名で間違えることがあるかもしれません、お許しください。  
ただいまから、平成29年第2回与論町議会定例会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福地元一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、1番遠山勝也君、5番高田豊繁君を指名します。

-----○-----

### 日程第2 会期の決定

○議長（福地元一郎君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月23日までの5日間にしたいと  
思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から6月23日までの5日間に決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（福地元一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては、印刷して配付してありますが、その概要につきまして  
は、事務局長に朗読させます。  
なお、本会議に提出されました請願・陳情につきましては、請願・陳情文書表の  
とおり関係常任委員会で審査をお願いします。  
事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。  
町長から平成28年度与論町一般会計繰越明許費繰越計算書の提出があり、また、  
町監査委員から平成29年5月分の例月現金出納検査結果報告書が提出されていま  
すが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してあります  
ので、御一読ください。  
なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。  
また、議会だよりについては、3月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議

会だより第123号」を全世帯及び関係機関等に印刷配布してあります、編集作業に当たった広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 一般質問

○議長（福地元一郎君） 日程第4、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

5番、高田豊繁君。

○5番（高田豊繁君） おはようございます。

今回、初めての議場ということで、音響がどうかと思って心配していましたが、操作基盤も設置されていて、非常にすばらしい、はっきり聞こえますので、はっきりと質問していきたいと思います。

今回、会計課長をはじめ、多くの新任の課長、局長が就任されていますが、大変若々しくて、またやる気もある課長さん方ですので、これからもみんなで力を合わせて町政の発展に頑張っていただきたいと思います。

それから、先月行われました第60回奄美群島市町村議会議員大会の開催運営に関しては、音響関係、セッティング関係、とにかく会場での接待から全て職員の皆様方の御苦労、御協力をいただきまして、最高の大会ができたんじゃないかなと思って本当に感謝しているところです。ありがとうございました。

それでは、先般通告いたしました一般質問を行いたいと思います。

##### 1 役場仮庁舎の利便性向上について

(1) 役場仮庁舎の利便性を図るため、公共交通機関の整備やATMの設置を関係機関に要請する考えはないか。

##### 2 中高生の部活動への助成制度の拡充について

(1) 中高生の吹奏楽や各種スポーツの部活動において、島外出場経費が子育て家庭の家計に大きな負担となっているが、県の取り組みとも合わせて、早急なる助成制度の拡充を図る考えはないか。

##### 3 大金久一帯の保安林整備について

(1) 大金久海浜背後の保安林は、背後農地等への災害防止対策の面から必要不可欠な資源であるが、今後、県に保安林の整備を強く要請する考えはないか。

##### 4 防犯灯や街灯の設置について

(1) 中心市街地の活性化や住民の安心安全対策の観点から、防犯灯や街灯の設置は必要だと痛感される。特に臨港道路や町道兼母・源手名線は夜間、漆黒の状態であるが、その対策をどのように考えているか。

#### 5 町民参画型行政の推進について

(1) 子供から高齢者まで幅広く町民自ら積極的に参加できる行政推進を行うことが、本町発展のためのアイデアの発掘や町民相互連帯感の高揚、さらには行政コストの縮減につながるものと痛感されるが、今後、町民参画型行政の推進を積極的に図る考えはないか。

#### 6 町道千迫線の拡幅整備について

(1) J A選果場から与論高校西側を通り、町道船倉・茶花線へ通ずる町道千迫線は、J A関係者や一般の農家及び生徒の利用が多い反面、幅員が狭く見通しも悪いため危険性が指摘されているが、その対策を講じるための整備計画はどうなっているか。

以上6点について、お伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。先ほど高田議員からもありましたように、庁舎が新しく出来上がるまで、仮移転ということで、この議場を使用することになり、本当に皆様方には御不便をかけますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、高田議員の御質問に対して、私のところでできるところは答えたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、質問事項の1番目、仮庁舎の利便性向上についての質問です。

お答えいたします。

役場庁舎の移転に伴い、路線バスを接続していないことやATMの利用など町民に不便を来しているところです。

仮庁舎への路線バス接続については、運行会社に路線変更の協議をしておりましたが、現段階では調整が厳しい状況となっております。本庁舎移転までの間、来庁する町民に交通面で不便を来さないよう対策を検討してまいりたいと存じます。

ATMの設置につきましては、これまで関係機関と協議を進めてまいりましたが、設置費用や庁舎の閉庁時の利用者数を考慮すると設置は大変厳しいとの回答をいただいております。平成32年度の本庁舎整備にあわせて関係機関に要請してまいります。

次、3番目の大金久一帯の保安林整備についてです。

大金久一帯の海岸防災林につきましては、御指摘のとおり、夏季の台風、冬季の

季節風から人家や農地等の島民の生活基盤を守るために必要不可欠です。

大金久一帯では、衰退モクマオウ林の復旧に向けて、平成15年度から平成20年度まで6年間で9,15ヘクタールに、針葉樹、広葉樹を取り混ぜて保安林改良事業を実施しておりますが、大型台風などにより成長が危ぶまれている樹種もあります。したがって、地元要望等を踏まえ、県とともに現地調査を実施し、事業採択要件に照らし合わせて、事業実施可能であれば、再度保安林改良事業等の事業導入をしてまいりたいと考えております。

次、4番目の防犯灯・街灯の設置についてです。

防犯灯の設置につきましては、与論町防犯灯設置要綱の設置基準に基づいて実施しているところです。現在、町負担で設置する場合、主要道路の県道、各学校周辺の通学路、その他、町長が認めるものを基本的な考え方として実施しております。町民から設置要望がある場合、各自治公民館を通じて役場に申請手続きを行い、自治公民館長と電気料の負担や公共性等を協議し、設置を許可しているところです。本町には、防犯灯が472基あり、そのうち与論町が設置しているものが81基、自治公民館と個人（共同）で電気料金を負担しているものが370基となっております。

御質問の路線につきましては、設置基準に照らし合わせて、自治公民館と協議し対応してまいりたいと考えております。

次、5番目、町民参画型行政の推進についてです。

本町のまちづくりの基本理念は、第5次与論町総合振興計画に「共に創ろう 未来への架け橋」として位置づけ、各種施策を推進していくこととしております。子どもから高齢者まで町民全体が主体性をもって行政に参画する意義として、町民が自分たちのまちへの思いを形にできることや、島の未来を切り開く意識を共有し、それにより持続可能なまちづくりの形成につながるものと考えます。

まちづくりは、行政が主導する側面もありますが、町民それぞれが求めている価値観を共有しあって、島をつくり育てていくことを住民主導で推進していくことが必要であると考えます。

行政の役割は、町民の主体的な取り組みに参画できるような環境づくりや人づくりが重要であり、その取り組みを通して連帯感が強まり、新しいアイディアが創出され、ひいては行政コストの削減につながると考えますので、町民参画型の行政推進が一層深まるよう環境づくりに努めてまいりたいと存じます。

次、6番目の町道千迫線の拡幅整備についてです。

本路線は、平成25年に陳情があり、議会においても採択されておりますが、道路拡幅予定地に筆界未定地が存在しており、さらに字界が混在していることから、

どのような用地取得の方法が最も適しているのか、法務局とも事前相談・協議を重ねてきたところです。本来、筆界特定は、土地所有者である当事者同士で登記手続きをしなければなりませんが、本地区は、与論町の流通拠点として特に重要な路線であることから、所有者に同意を得た上で、与論町で嘱託登記できるよう法務局と協議を深め、平成30年度にも事業実施ができるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） おはようございます。

それでは、高田議員の御質問の2番目、中高生の部活動への助成制度の拡充について、お答えいたします。

現在、町教育委員会管轄下にある中学生の部活動については、島外出場経費実費の7割の助成をしております。

今年度から県知事の特段の御配慮で始まった離島生徒への船運賃の2割助成を加えると、おおよそ実費の8割の助成額となることや、受益者負担の観点も考慮すると適切な助成額ではないかと判断をしております。

5番目の町民参画型行政の推進についてです。

現在、成人から高齢者の方々については、各種団体の総会や各種会合、町政懇談会等を通して直接行政関係者と話す機会があり、意見が行政に反映されると思いますが、児童生徒の意見の反映は極めて少ない状況であると考えます。

御提案にあります本町発展のための児童生徒からのアイデア発掘の方法としては、各学校での弁論大会や8月のでっかい夢語り大会があります。それに来年度から開催したい与論町未来創造青少年議会（仮称）も検討しております。

また、町民総合の連帯感の高揚、さらには行政コストの縮減につながる対応についても、与論町にとって大切な視点ですので、各種施設の受益者負担の原則に基づき、自分たちの使う施設は、可能な限り自分たちで管理していただくよう関係団体等にお願いしてまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、まず第1番目の役場仮庁舎への公共交通機関のことですが、これは当然公共バスになるのですが、これはバスというのは、私ども町民のための貴重な財産に等しい、価値、役割があると考えています。高齢者をはじめ、庁舎や各種公共機関、病院、買い物等への利用に、これまで本当に貴重な足として利用されていますので、やはり常に町民の利用、町民の目線で考える方向での改革が必要だと思います。これは民間の仕事だからという認識だけに立つのではなく、町は、それなり

の助成、補助も出しているのですから、政治的、政策的な視点から協議をして、これを町民の利便性が図られるように御尽力、御配慮をお願いしたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） バスの路線変更については、停留所の問題とか、いろいろな影響が後々まで続くということも聞いておりまして、今おっしゃるように、本当に町民の足としての利便性、また特に高齢者等、あるいは交通弱者等の足として活用できるようにしていただきたいと思いますが、救急にそれが3年間、4年間の仮庁舎のためにとなりますと、ちょっと厳しい面があるのかなと思っています。

ほかの交通機関等の活用についても検討しながら、進めてまいりたいと思うところです。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今の仮庁舎には、町の心臓部がみんな入っているのですが、設置期間というのが1、2年という短期的なスパンではなく、3年以上は最低かかると予測されるのです。これは財政的な面、いろいろあるでしょうが、高齢化社会の現実に鑑みまして、御配慮をお願いするべきではないかと、よろしくお願ひしたいと思います。

その時に、ATMですが、先ほど御答弁の中にございましたように、これは通信回線の設置とか、いろいろな設置工事費、そういったこともございまして、厳しいところもあるでしょうが、役場の窓口とATMというのは、ある程度リンクがございますので、そこら辺も配慮されながら、JAさんと、何とかならないかということで、話を聞いていただければと思います。このことに関しては、先ほどの答弁内容でいいかと思います。

それから、次の中高生の部活動に対する助成についてですが、私どものところは1島1中1高というのが実情でございまして、どうしても離島というのは、本土の学生と異なりまして、どうしても対外試合で野球でもバレーでも卓球でも、いろいろなスポーツがあると思います。また、吹奏楽に関しましても、沖縄とか他のところとの交流大会を通して、子どもたちの資質、そういったものが向上しているのは現実です。

そういうことで、これは保護者の方々からも、強い要請も受けているのですが、今回、鹿児島県は新しい三反園知事になりまして、29年度予算で1552万7000円が予算化されていますが、離島にある中学校への助成ですね。先ほどありましたように船運賃の2割助成というのが答弁の中でありましたが、これは確かにありがたいことですが、体育系だけではなくて、吹奏楽にも、そういった助成が出せ

るのかどうか、教育長どうですか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） お答えいたします。

吹奏楽等についても助成をしていくという考えです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） それから、先般行われました奄中総体とか、県の主催の大会のみが対象になっているのではないですか。そのほかの任意による、例えば、沖永良部との交流試合とか、沖縄との対外試合とか、そこら辺については、助成はないのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（田畠豊範君） 現在、助成をしているのは、先ほどもございましたが、鹿児島県からの助成につきましては、地区大会、そして県大会につながる大会で、2回までという取り決めがあるようです。

通常行われている沖永良部に行ったり、徳之島に行ったりというものについての助成はありません。町からも、そういう助成は出しておりません。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今、御答弁の内容は、私もそれは理解しておりますが、その他の対外的な出場についての拡充ということを言っているのですが、これも結構あるようなのです。ですから、他の学校に比べて、例えば、1チームぎりぎりの状態で出場するのです。すると、他の学校みたいに部員が多いところは、多少、今回は遠慮させていただくということも可能かもしれないのですが、1人でも欠けたら試合が成り立たないというところもあるし、特に、吹奏楽部ですね。やはり楽器のパートが壊れてしまったら、それはどうにもならないと。それ以外にもメンテナンスの費用がいろいろかかるというのも事実なのです。

そういうことで先生方も、本当に情熱をもって部活動に専念されているのが実情のようでございまして、また、サッカーとかその他のことに関しましても、町の職員が業務が終わった後、積極的に学校に出ていただきて、コーチをしたり、対外試合にも同行してもらっているのが、今の実情なのです。

役場職員がそのように献身的に頑張っているという姿も、町長、副町長、教育長は、たまには声を掛けてねぎらっていただきたいと思っています。

この部活動というのは、ただ単に競技、あるいは演奏のレベルアップということだけではなくて、横の連携、上下の関係、先輩方、あるいは後輩との人的ネットワークの構築のためにも、部活動というのは大きなウエイトがあると思うのです。ちなみに、大島郡のサッカー協会は、田畠局長が会長をされていますが、やはりサッ

カ一協会の総会に行きましても人的ネットワークがすばらしいなと思いまして、小・中・高とそれがつながっていることが非常にすばらしい、彼らも将来は先輩方のようになりたいという子どもたちもいるように感じているのです。

話は、ちょっとあれですが、先般の那間小学校の卒業式で町長代理として、沖島総務企画課長が代読の祝辞を持ってこられたのですが、その代読の祝辞の後に、やはり島の加速度的に過疎化しているという実情を訴えまして、どうしても子どもたちに卒業した後は、島に帰ってきて、ぜひ頑張っていただきたい。私どもが胸を開いて待っているから来てくれというメッセージがありました。私どもは、そういう気持ちで、子どもたちにも、これから訴えていかないといけないと思うのです。

先ほども下の会議室で、翔励会の話で、島外留学生のことの話もありましたが、地元の子どもたちがいったん都会で勉強もして、社会的な経験も踏まえた上で島に帰ってきて、そして、島のことを考えて、生活するというのが最も理想的ではないかと思いますので、そういうことを私どもは、常日頃から涵養していく必要があるのではないかと思います。

それから、これはテレビでも放映されていたと思うのですが、内閣府が出している子どもたちの貧困というのがありまして、今O E C Dに加盟しているのが34カ国ございまして、子どもたちの相対的貧困率の平均が13.3%という平均の中で、日本は10番目に高い、そして、ひとり親世帯では、実に54.6%が相対的貧困だということで認められているのですが、これはO E C D 34カ国の中で下から2番です。日本の国というのは、それだけ子どもたちの教育にケアが、まだ乏しいというデータが出ています。これは見ていただければ分かりますが、日本だけが飛び抜けてひとり親世帯の貧困率が相当高いということで、子どもの貧困率が、どういう影響を将来にわたって与えるかといいますと、ウェーバー・フェヒナーという博士の法則によりますと、「児童期における貧困の心理的感覚は、将来にわたって負のスパイラルとして増幅される確率が非常に高い」、ですから精神物理学的にもそのようになるので、とにかく国は教育に力を入れるべきだと言っているので、部活動の経費というのも、並々ならぬ経緯がございまして、一人っ子だったらまだいいのですが、双子とか3人とか、そういうのが中高生にいる、特にそれがひとり親世帯でしたら、大変な負担になるので、そのしわ寄せは子どもたちにいくので、そこら辺を総体的な考え方をもってケアしていく必要があると思いますので、教育長、ひとつよろしくお願いしたいと思います。答弁お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御指摘の件、非常に大事なことだと考えています。

様々な補助のこと、高校までも考えながら、先ほどもありましたように、福祉の

子育ての費用もありますので、バランスを取りながら、少しずつ良い補助ができるような、助成ができるようなことは考えていく必要があると思いますので、その他の県体へ行く以外の練習試合等へのあり方の補助も含めて、各課関係をとりながら町長部局とも相談をしながら、少しずつそういう意味の島に子どもたちが戻って来る、それを認識もできる子どもたちもわかるという形で検討してまいりたいものだと思います。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） ありがとうございました。

次に、大金久一帯、船倉海岸からシーマンズビーチに至る一帯の大金久、それから中金久、クズレの川までは大金久、そしてクズレの川から南側は中金久となっているのですが、与論は御承知のように昔から砂が多くて、島の周りは砂の山だったということでございまして、これが沖縄から見たら「弓を寝かせたような島」、あるいはおもろそうしの中では「貝ふた」と言われていますが、過去に喜山さんという東京工大を出られた方の講演があったのですが、南方系の方々は、砂のことを「ウン」と言うそうなのです。砂の島と呼称されたのではないかとの説明がありましたが、西側からいきますと茶花、それからハキビナ、兼母は民有地になっていますが、茶花、ハキビナ、赤崎、大金久、寺崎、これらの所は明治20年に国の土地台帳ができた時点で、国有地になっていたのです。それが大正10年頃、当時の山下平志村長と、山喜見政村長の時代にモクマオウとかを植えて内陸の農業を保全するんだということで、国から5地区については払い下げをして、今は町有地になっているのですが、やはりそれだけ、その当時から防風林、防砂林に対しては、かなり為政者としての認識も高くて、そういうことで国から払い下げをして今日に至っているのです。昭和30年代までの植栽、植林事業がされていたのですが、樹木の寿命もあることでしょうが、かつてのような緑青々な状況は難しく、見ることができなくなっています。

そういうことで、去年、今年と商工観光課でも対策もされているようですが、本来は、これはハキビナと大金久一帯、それから寺崎は県指定の保安林ですので、鹿児島県の管轄、責任の範囲内において、ぜひやってもらいたいと思います。

そういうことで、町長も県庁に出向かれる時に、じかにそういった防風林整備について、要請していただきたいと思うのですが、町長。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山元宗君） 今、高田議員から御指摘があったように、私も子どもの頃、大金久の海岸の砂丘をいくつもいくつも越えて、やっと海にたどりつくと。その後、学校で遠足の時には、いつも増木名池から、モクマオウの苗木を持っていって植林

をしたという覚えがあります。

本当に、あの林が年齢もあるでしょうが、台風でつぶれていく、やはり昔の縁に復元したいなという気持ちは山々です。また、課長等とも一緒に県庁に行く時に、そういう訴えもしておりますし、今後また、そういう機会がありましたら、できるだけこういうようなことは、島の自然を守る、島の歴史を守る、環境を守るという点からも訴えてお願いをしてまいりたいと思います。

詳しいことは、課長にお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 町長、課長、行っていただいた強い要請をして、私どもも重ねて要請をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、兼母・源手名線の防犯灯、街灯のことについてですが、これは平成25年に多くの町民の方々の同意をいただいて、前の総務厚生文教委員会の時代に陳情が出てまいりまして、これは採択されているのですが、その時も、全くそのような答弁だったのです。「設置基準に照らし合わせて、自治公民館と協議して対応してまいります。」その時もそうおっしゃったのですが、それが何で今頃またそういうふうに、「設置基準に照らし合わせて」と、よっぽど設置基準が難しい、解釈が難しいということなのか、時間がかかっているようなのですが、もっと行政というのはスピード感をもって、これをやるべきではないかと思うのですが、総務企画課長、御答弁はどうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。平成24年8月に与論町防犯灯設置要綱が制定されまして、その後に、今おっしゃっている要望書が出てきたところです。そういった中で、私たちも与論町自治公民館連絡協議会の中で、町でやるもの、それから自治公民館で電気料を負担するもの、それから個人、それから2、3人の地域の人たちでやるもの、そういったものが含まれております、町で設置する基準というのは、どういったものかということで、ある程度のすみ分けをしてございます。

先ほど、町長の答弁書の中にもありました、まず主要道路である県道、それから各学校の通学路、特に必要な通学路、学校周辺のですね。それから、その他町長が認めるところということで、すみ分けをしております。

先般、自治公民館連絡協議会の中で、いろいろ議論をしておりますが、各自治公民館の間では負担金、電気料を負担しているのですが、特にそれが、ある集落では、かなり高い金額にもなっている。いろいろなところで町が全て負担した場合に不公平感が出るのではないかということで、その辺は各自治公民館から直接陳情という

形もあるとは思いますが、従来どおりの自治公民館を通して各ポイント、ポイントで協議するのがいいのではないかということで、今回要望されています路線につきましては、その場所で自治公民館長と協議して設置することで対応してまいりたいと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 今、御答弁の中で主要路線、幹線的な路線だという説明がありましたが、この臨港道路は、もちろん県の管理の道路です。これは明らかに主要路線になるのですが、また兼母線も1級町道ですから、当然これも該当するのではないかと思いますが、あまりに暗すぎると、そこを歩く方々、観光客などは特に暗いなという印象が強いのだから、そこをうまい具合に市街地とつないで、もっと銀座通りあたり、あるいは中心市街地あたりで夜もにぎわいを取り戻す意味においても、ぜひ今後、地元の公民館と再度協議してケアをお願いしていただきたいと思います。

次に、町民参画型行政の推進についてですが、私どもは先般錦江町にまいりまして所管事務調査をしてきたのですが、まさに錦江町は町民参画型で老若男女の委員による「百人委員会」の設置とか、地元懇談会の開催、これを町ぐるみで今やっているのですが、私は、山町長が町長に立候補される際にシンクタンクの構想をおっしゃられてきました。町民の話をよく聞いて、行政に生かすことだということでございましたが、まさに私は、そのことが山町長のシンクタンクの構想のモデル的なものではないかと考えているから、このように言っているのです。

小さいことかもしれませんのが、先般、多目的運動広場の芝生養成作業で町議員と一緒に参加させてもらいましたが、やはり町民、利用者が参画して交流を図ると同時に、大きな予算もかけずに、ちょっとした時間であれだけの作業ができるということ、田畠局長と、町岡教育長の作戦勝ちというか、ここら辺については、大変感服したのですが、今後もあらゆる場面で協働参画型のまちづくりを推進したらと期待しています。先ほど御答弁の中で来年度から開催したい与論町未来創造青少年議会というのを検討しておられるということですが、これは大変すばらしいことでございまして、従来の私どもの議会、国会、あるいはまちづくり懇談会というのも、出られる方々もちょっとといまいちというところもございますので、こういったことの見直しを、こういう別の視点からの意見を集約するということも、ひとつのいい方向性ではないかと思います。やらないで、ああじゃないかこうじゃないかというよりは、まずやってみて、これまでどおりの報告とかではなくて、やはりかつ達な意見を出していただきながら、いろいろな意見を吸い上げて、これを町政に反映させていくというのもすばらしいことだと思いますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

最後に、与論高校西側の千迫線改良の必要性についてですが、この路線につきましては、昭和53年に4メートル50センチ幅で整備されておりますが、その時には、その沿線には施設というのは全く何もなかったのです。与論高校だけしかその沿線にはなくて、その後、JAさんの主要施設である選果場、あるいはせり市場、それから最近は購買部もこちらに移転してきておりまして、コンテナの大きさも20フィートを超えるコンテナを各運送会社が港に向かって運んでいる。それから、せり市の時の子牛の運搬、そういったことで非常に危険でもあります。交通量が多いということと、車両が大型化しているということで、やはり時代の動向にマッチできるように7メートル程度は広げていただきたいということで要望を受けています。

先ほど未登記の部分、筆界未定があるという御説明でございましたが、それは先ほどありましたように法務局、いろいろな方々の知恵をいただきながら解決していく、拡幅ができればと思います。新進気鋭の大角課長に方向性、めどについて、お伺いしたいと思います。大角さん、よろしく。

○議長（福地元一郎君） 大角建設課長。

○建設課長（大角周治君） 初めての議会で発言の機会をいただきまして、誠に感謝申し上げます。

今までの議会で採択された建設課の所管で町道改良整備の進捗状況が平成25年度採択分が、やっと28年度で大体終わっておりまして、引き続き、26年度採択分に向けて取りかかっているところですが、本路線、千迫線だけが、先ほどからございますように登記困難箇所ということで、残っている次第です。

先ほどの町長の答弁でもございましたが、法務局とも事前の相談、あるいは協議をお願いしてきたのですが、前年度までの法務局の登記官の御指導によりますと、「筆界特定は当事者同士ですることであって、与論町がすることではない」という厳しい御指摘がありましたが、年度が替わったということで、今年度早速もう一度お願いしましたところ、「町道事業に係る用地買収がかかってくるのであれば、嘱託でも筆界特定可能です」という回答を実際にいただいておりますので、今後も法務局と相談、協議を密にしながら事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 5番。

○5番（高田豊繁君） 用地買収をして嘱託登記するためには、どうしてもそこになにがしかの町が関われる要因がなくては、それはできないので、今答弁にありました

ように、内約書なり、地主さんと、そういった申し合わせができていれば、できるかと思いますので、努力をしていただきて、平成30年度でできるように、頑張っていただきたいと思います。

そういうことで、時間もちょっとありますけれども、力強くやるという御答弁をいただきましたので、安心して、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（福地元一郎君） 5番、高田豊繁君の一般質問を終わります。

次は、2番、沖野一雄君の発言を許します。

2番。

○2番（沖野一雄君） 私が今朝起きた時に、クマゼミの初泣きの声が聞こえてまいりました。今、与論の農業、あるいは観光業を中心にして、島内経済が右肩上がりになっているということで、与論の梅雨明けも近いのかなと、そして、本格的な夏に向かって、良い29年度、そして山町政の仕上げの時期にかかってきているのではないかなど非常に頼もしく、また期待を申し上げたいと思うところです。

そういう意味で、今日は3つの一般質問を準備させていただきました。

1 サトウキビ産業の今後の振興対策について

(1) 今季のサトウキビ生産量は、気象条件等に恵まれて8年ぶりに3万2000トンを超える豊作になりました。しかしながら、収穫及び管理作業等に係る委託や受託の割合が増える傾向の中で、解決すべき新たな課題も生じてきている。

本町の基幹産業と位置づけられてきたサトウキビ産業をめぐる現状と課題をどのように認識し、今後の振興方策を進める考えであるか。

2 水産業の振興対策について

(1) 近年、入込客の増加による観光業や畜産業における子牛の販売額の顕著な伸びに牽引されて、本町の経済は明るい兆しが見えつつある。一方、古くからの伝統産業ともいべき水産業については、後継者不足や漁業資源の減少等を背景に、魅力ある成長産業とは言いがたい状況に置かれている。この水産業の未来について、どのように認識し、具体的な進行・浮揚策を進めていく考えであるか。

3 大規模災害等に備えた危機管理対策について

(1) 近年、スーパー台風の襲来や大地震、大津波などの自然災害の発生、極東アジアにおける戦争勃発の危機、テロリスト等による人的災害の発生など、地方においても大災害に備えた危機管理対策の重要性が高まってきている。

このような情勢の中で、今後の危機管理対策をどのように進めて、町民

の生命や財産を守っていく考えであるか。

以上、この3点をお聞き申し上げたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、沖野議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず1番目のサトウキビ産業の今後の振興策についてです。

平成28、29年期産におきましては、生産農家の努力はもちろんのことですが、台風等の気象災害による生育への影響も少なく、天候にも恵まれたことから、3万2559トンという実績で災害からの回復傾向もあります。しかしながら、御指摘にもございましたとおり、面積確保を含め解決すべき課題も生じてきています。

近年は、サトウキビ生産農家においても高齢化や兼業農家が大半を占めていることから、収穫作業及び管理作業にかかる委託作業の割合が増えてきております。そのことから、収穫作業機や管理作業等の受託を行うオペレーター不足が生じてきているところです。その結果、今後ますます適期作業の遅れにより反収の低下などを含め、様々なところで悪循環が生じ、生産意欲の低下が懸念されるところです。収穫作業機であるハーベスターについては、連絡協議会が設置されており、現在11台で稼働していますが、本年度新たに1台導入が計画されており、今年期産からは12台で稼働する計画です。少しでも課題解決につなげてまいりたいと考えています。

また、管理作業につきましては、糖業関係者に限らず幅広くオペレーター募集を行い、登録制度方式など生産農家に周知できないか、糖業振興会や管理作業を行っているオペレーターの方々と検討を行っているところです。様々な課題も生じてきていますが、糖業振興会や国・県の事業等をうまく活用していきながら課題整理を行い関係機関の協力を得ながら支援体制づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、水産業の振興対策についてです。

与論町漁業協同組合においては、昨年度地方創生推進交付金を活用して、ウルトラファインバブル発生装置や急速液体冷凍機等、鮮度保持機器の導入や水産物加工の環境整備を行い、鹿児島向けの農林水産物輸送コスト支援事業や、沖縄向けの奄美群島水産物輸送コスト低減実証事業も実施しております。

また、3期目を迎える離島漁業再生支援事業（与論島漁業集落）においては、漁業所得の向上による集落の活性化及び新規就業者の確保等を目的に、藻場造成、漁場の管理改善、特産品の開発・販路拡大等、生産力向上や漁業の再生に関する実践的な取り組みが行われています。

新規漁業就業者育成のため新規就業者確保支援事業により2人が研修中であるのに加え、地域の中核的な漁業者に対し、漁船リース事業を導入し、今年度中に漁船

1隻がリースされることになっております。また、意欲ある若手漁業者が新造船9.7トンを購入し、もうかる漁業の実証事業を行うことになっております。

さらに、平成27年度から与論町漁協女性部も創設され、漁協青年部も再結成されて水産業の活性化に努めております。

平成27年度与論町漁協の水揚げ実績は、初めて3億円を超え、漁業者の水揚げ意欲は非常に高まっており、島の重要な産業であると考えております。付け加えますと、28年度は2億8000万円弱だったということです。

しかしながら、水産業は、後継者不足という深刻な問題もあり、今後とも漁協及び県と連携し、新規就業者の支援・確保に努め、離島再生支援事業等を継続する事業を実施し、水産業の振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、大規模災害に備えた危機管理対策についてです。

近年、台風の巨大化や大地震、大津波、土砂災害といった自然災害が相次ぎ、日本各地で甚大な被害が発生しています。世界に目を向けると、極東アジアにおける緊迫した国際情勢や世界各地で一般市民を巻き込んだ無差別テロ事件が多発しています。日本においても領土問題やミサイルの飛来、テロ行為の可能性が高まり、常に人命・財産が危険にさらされており、自然災害のみならず国際情勢においても危機管理対策の重要性が高まってきています。このような状況は、本町においても例外ではありません。

自然災害に対する対策として災害を想定した避難行動の周知、訓練の実施はもとより、万が一災害が発生した場合、迅速かつ適正な対応が図れるよう対策を講じてまいりたいと存じます。人的災害への対策として、特にミサイル攻撃の際、政府が示している避難行動の周知を図ってまいります。今後、鹿児島県危機管理防災課の指導を得ながら本町の避難マニュアルの策定も検討してまいりたいと存じます。これまで以上に危機管理意識を強く持ち、関係機関と密接な連携を図りながら大災害に備えた対策に努めてまいります。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、まず1番目のサトウキビの振興について、少し切り込んでみたいと思います。サトウキビ産業につきましては、今TPPとか、あるいはEPA、経済連携協定、あるいはFTA、自由貿易協定、そういう影響も考えられる中で、先週あたりですが、ブラジルでは、遺伝子組み換えで害虫に強いサトウキビがつくれて、そして、それを商業ベースに乗せて日本に輸出するんだという意気込みがあるというニュースが飛び込んでまいりました。

こういった非常に大きな国の内外レベルでの議論を拝見しながら、サトウキビの

場合は、国の保護政策、いわゆる価格調整制度に支えられて、何とかやっているのですが、今後のサトウキビ産業の未来というか、将来を考えたときに、こういった国の保護政策は、いつまで維持できるのかということを考えると、より大きなテーマでの議論、つまりポストサトウキビ、サトウキビに替わる与論の基幹産業を早く手を打って考えないといけないというような大きなテーマがありますが、それは今はちょっと不透明なところもありますので、次の機会に、ぜひ質問申し上げたいと考えておりますが、今日は現場レベルでの農家の現場での声を少し届けてみたいと。

そして、ぜひ実現してまいりたいということで、まず1番目に、サトウキビの収穫時期、今御案内のように非常に遅れておりました。今期、28、29年産は1月7日から始まって、5月1日まで収穫がかかりました。どういった影響が出ているかというと、キビの植え替えとか、あるいは特にキビの株出し管理、中耕とか培土とか、そういった適期作業が非常に遅くなるのです。誰が考えてもキビ農家は、みんな分かっていることですが、与論の全農家の90%を超える農家の方々がキビをつくっています。まさに、与論の基幹産業はサトウキビだと言われるゆえんです。そういう意味で、このハーベスタが、かなり大きなウエイトを占めていますので、収穫時期をどうしても前倒しをしていただきたい、工場に強く働きかけていただきたい。

先日実施された、サトウキビ振興大会でも口約束として、工場は年内操業、今後について2年間は年内操業をするというような話ですけれども、年内操業は、もちろん大事ですよ、しかしながら、もっと大事なことは、早く収穫作業を終わることです。そうすることによって、管理作業が計画どおり進んでいきますので、そうしないと、5月に入ると、御案内のように梅雨時期に入るのです。梅雨時期に入るまでに中耕、培土といった、そういった重要な管理作業をしておかないと、梅雨が終わってから一生懸命肥料をまいたり、中耕作業、管理作業をしても、もう遅いのです。重要な成長時期が梅雨の時期ですので、そういう意味で、どうしても工場の年内操業と収穫の早期完了をしていただきたいということで、答弁にはオペレーターの不足という表現でされていますが、やはりハーベスタも不足して、オペレーターも不足しているのであれば、当然機械を導入する支援策、行政としての支援、あるいはオペレーターの募集を行うということですが、強力に行政も農業とタイアップしながら、しっかりと改善をしていただきたいということで、まず1点目は、サトウキビの年内操業と、それを図るための方策、そこをしっかりと確認したいと思いますが、課長にお願いしましようかね。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） オペレーターもそうですが、まず最初に今期の収穫が

1月7日から始まり5月1日に終了いたしまして、圧搾終了が5月2日と、本当に非常に長い時間を要しまして、大変農家の皆様方には御迷惑をおかけしたことを、まずおわびいたしたいと思います。

御指摘のとおり、今、収穫時期にはハーベスターが11台でフル稼動しております、今、糖業部局とかで話をしますと、やはり13台ぐらいは必要ではないかというようなことも言われております。その中で、今年度にまず1台を導入できる見通しがついております。次期、さらに来年度にもう1台ぐらいは何とか導入ができるかと、そうすれば何とか年内操業を踏まえた上で、3月いっぱいでは、なんとか終えられるのではないかという予想をして、JA、製糖工場とも話を進めているところです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 製糖工場からは、まだ正式な操業期間は聞いてないのですが、2年間だけ、試験的に年内操業をやるんだという話は聞こえますが、試験的にではなく恒常にやっていかないと、かなりおかしくなると思うのです。この答弁の中にもありますが、農家の方々の生産意欲が低下したら、どうしようもないわけで、そしたら、サトウキビ産業は、どんどん落ちていく一方ですので、ぜひこれについては、まず1番目に重点事項として、取り組んでいただきたいと要望したいと思います。

次に、関連しますが、ハーベスターの具体的な収穫作業のやり方です。

私もサトウキビをつくっておりますが、特に株出し管理、要するにハーベスターを稼動しますと、特に雨降りの後に土地がものすごく固くなって、耕うん機とか、小さなトラクターもそうですが、管理作業ができないのです、実際。使っている方はわかると思うのですが、前進、後進、耕うん機を前に歩かせたり、後ろに歩かせたりできるのですが、非常に良い耕うん機でないと管理作業ができないという実態になっております。特に雨降りの後とかですね。

そういういたところの気配りというか、そこも含めてなのですが、収穫時期の後半になりますと、非常に慌てているせいか、非常に雑な刈り取りが見られます。例えば、株目から上に20センチぐらい残して、引きちぎったように収穫しているところが後半になると結構見られるのです。これは、どういったことかというと、ハーベスターは収穫期に歯の所を磨くようになっているらしいです。私は、よく分かりませんけれども、要するに鎌を研ぐのと同じように、ウギハサギカマ（キビ刈り鎌）も研がなくてはいけないです。ですから、ハーベスターの歯の部分は研磨しなくてはいけない。そういう作業がおそらくできないのだと思います。忙しくなってきて

時間に追われて、そういうことでは、非常に困るので農家からしたらですね、20センチぐらい残して、中には25センチぐらい伸びているのもありますよ。刈る部分ではなくて、根っ子の部分です。それもちぎられた状態で、カットしているのではなくて、引きちぎっている。ひどい物になると、根こそぎ全部どこかへ移動しているのです。当然ハーベスタを使うと枕地の部分も全部かじったり、クニヤクニヤして、株ごと、畝（うね）ごとなくなったり、そういうことはしょっちゅうあるのです。この委託作業が増えてきたことによって、非常に株出し管理が難しくなっているのです。

申し上げたいことは、特に株出し管理に配慮した丁寧での的確な機械操作の徹底をしていただきたい。そのためには、収穫前に工場、農協、あるいは行政もちゃんと首を突っ込んで声を出して、農家の目線に立った収穫作業ができるようにしていただきたいということです。これについて、産業振興課長、お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今のハーベスターの作業管理につきましては、ハーベスター組合が、いつも協議をしている関係で、JA、役場ももちろん、そういう場所では、できるだけそのような方向で、今までやってきておりますが、また今後とも綿密に連携をしてやってまいりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） それでは、次にハーベスターの導入、あるいは今は苗をつくって提供するような受託組織までできていますので、受委託作業は非常に多様化しております。受委託作業により収穫の方法も変わってきました。そういう意味で時代が動いて、サトウキビ産業も新しいやり方、新しい機械、それが次々出ております。

そういう意味で1つ提案したいことは、増産技術にかかる研修会というのが農家を中心にいろいろJAさんが努力されたりすることは、目にしているのですが、実際もう少し、新規就農者というか、退職されて、サトウキビを今度つくってみたいとか、そういう方々でもマニュアルというか、ちゃんとした一連のパンフレットがあれば、それを見ながらサトウキビに取り組めるということもあるかと思いますので、この時代の流れで新しい栽培マニュアルというようなものをつくっていただきたいということを要望したいと思います。

といいますのは、例えば、肥料のまき方、この前3月9日だったと思いますが、福祉センターで与論島の水環境、サンゴ礁の未来を考えるシンポジウムがありました。その中で、東京農大のある先生が「サトウキビ栽培における効率的施肥による增收と水環境の改善効果」という題で講演がありました。私が非常に印象に残った

のは、誰でも知っていることですが、「サトウキビ収量を上げる秘訣は、適期の肥料やりと夏場の水のやり方のウエイトが大きい」と、そして、実態としては、農家の皆さんは無駄な肥料のまき方が多いという指摘がありました。私は、なるほどなど、データと図を見ながら講演を聞きましたが、本当に目からうろこでした。例えば、その先生がおっしゃるには、夏植えとか株出しの場合は、肥料やりの最適期は梅雨時期から以降になるのですが、植え付け直後とか、冬場などはサトウキビの窒素の吸収量が少ないために、その時期に冬場とか植え付け直後、時期にもよりますが、いっぱい肥料をまいても、ぜんぜん吸収しきれないのだそうです。時期としては、やはり梅雨時期から後に吸収率がぐんと上がるという説明でした。

ですから、時期を間違えている農家の方が非常に多いという指摘があつて、余った肥料分というのは、結局地下水に流れ込んでいくのです。地下水環境とか、さらに余剰分は海に流れていきますので、海のイノ一部分とかの水環境に非常に悪い影響を与えていると、そういう指摘がありました。なるほどなと思いました。

ですから、肥料のまき方、適正な量、時期、そういったところをしっかりとマニュアル化して、初めてサトウキビに取り組む方でも分かりやすいような新しいマニュアル、パンフレットをつくって全戸に配布していただきたいというのが、私の希望です。

冒頭で申し上げましたように、島内の全農戸数は323戸あります。その中の9割はサトウキビをつくっていますので、もちろん兼業農家、零細な兼業農家も多いですけれども、今後の方向性としては、やはり大規模農家の育成、そういったところにどうしても国の政策ですのでウエイトが移っていくのですが、零細のサトウキビ農家を支えていかないと、なかなか未来はないと思うのです。そういう意味で、この新たな農作業のパンフレットも含めて、町長に今後のサトウキビ栽培農家の意欲を高めるための取り組みを改めて確認をしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） サトウキビが本町の基幹産業であるということは、改めて言うまでもないことですが、本当にサトウキビをつくっていただく農家が意欲をなくしたら、やはり何もならないと思います。

したがいまして、先ほどおっしゃったようなマニュアルづくり、結局今までサトウキビを刈り取って、いつまでも放っておくと、「アッショーキバイナージ」と、みんなから見られたり、あわせて刈ると同時に肥料をまくのが働き者だという島の風習がありましたが、そういうことではなくて、化学的な根拠に基づいた施肥の仕方、あるいは水の管理等もおっしゃるとおりだと思います。各機関、沖永良部の事務所等とも相談をしながらマニュアルづくりを進めていければと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 次の質問に移ります。水産業の振興についてですが、水産業をめぐるいろいろな課題といいますか、ハード面、ソフト面、答弁の中にもいっぱい出てきましたが、例えば漁港の整備とか漁船ドックの改修であるとか、漁船の現在の航路の修復であるとか、そういったインフラ整備をめぐる課題というのは非常に多いのですが、今回は、私はソフト面の課題といいますか、ソフト面で、こういったことをやっていただければ未来も見えてくるのではないかということで提案、あるいは議論を深めてみたいと思います。

水産物をめぐる近年の水揚量のデータを、町勢要覧とか、あるいは漁協等に行って、いろいろ調べてお聞きしてみると、ほぼ水揚量につきましては、この数年横ばいという状態です。つまり、これは外洋漁業、イノーもありますが、外の海に出て捕る漁業、捕ってくる漁業に関しては量的な伸びというのは、あまり期待できない状況にあると、現状であるということがわかるのです。

今、与論の水揚量は、平成27年度実績で348トンという非常にすばらしい数字が出ていますが、実際は大体横ばい状態と、ちなみに沖永良部漁協では159トンですから、与論とはぜんぜん比較にならない小さな数字になっています。沖永良部の場合は159トンで1億4000万円ぐらいの売り上げとなっていますが、与論は非常に優秀なのですが、残念ながら足踏み状態が続いていると私は見ています。

一方、答弁の中にありました、水揚高でみた場合、例えば、平成27年度実績では、その5、6年以前と比較して、約5割ぐらい増して3億円を超える3億2000万円という水揚高が記録されていますが、その要因は、御案内のように、ソディカとか、あるいはマグロ類、太刀魚といった高級魚の水揚量の伸び、あるいは市場単価の高さに支えられている結果となっています。

要するに、これを整理してみると、捕る漁業においては、市場単価の高い魚種をいかに多く確保して、そして、鮮度を保持しながら効率的に市場、一番多いのは沖縄ですが、あるいは、その次に島内と鹿児島に向けた出荷と、こういったことをどうやって効率的に合理的にやっていくかというのが捕る漁業においての課題だと考えています。私からの提案ですが、今後力を入れるべき方向性としまして、地場産の水産資源を活用した、これからは育てる、あるいは栽培する漁業に大きな可能性があると考えています。

これは、町のいろいろな総合振興計画であるとか、戦略ビジョンだとか、地方創生交付金を前提にした、地方創生交付金のビジョンの中にもありますが、やはり今からは捕る漁業については、なかなか頑張らないと、漁船を大型化するとか、なか

なか競争相手も多いでするので、非常に難しい、それはそれで努力をしながら、今からは育てる、あるいは栽培する漁業にシフトしていかないと未来はないと考えています。そういう意味で、例えば具体的には、御案内のように、今モズクの養殖とか行われていますが、残念ながら業者は1人となっています。

私が特に推奨申し上げたいのは、スーナ、ユビガタオゴノリというのですが、このユビガタオゴノリの養殖技術を確立していただけないか。私は非常に未来を感じさせる品目というか、海藻だと思うのです。そこで、大学とか関係機関としっかりと連携をとっていただきて、何とかならないかと考えているのです。

それから、高級食材として潜在力の高いシラヒグウニ、これは当然技術は確立されているのですが、なかなか種苗が確保できない、かつて鹿児島県の水産技術開発センターから種をもらってやっていたようですが、今はつき合いが薄くなつてなかなかできないというような実態があるようですが、それにプラスして、ナマコも非常に可能性があると思います。ただし、こういったものは自然もので保護することも大事ですので、自然ものの保護をしっかりとしながら、養殖とかによる増産方法を模索していただきたいということです。

そして、もう1つは夜光貝、沖縄県でも料理店にいきますと相当提供されています。夜光貝の実も固いということもありますが、やわらかくする方法もあるようです。ちょっとしたテクニックですね。その夜光貝の可能性、今年は量が少ないらしいのですが、イモ貝の可能性も非常に大きいと思います。夜光貝、イモ貝等を利用した殻も使えますし、肉質の部分等非常に可能性が大きいと思いますので、こういったものも自然ものの保護と同時に、先ほどから申し上げているとおり、増殖技術をぜひ、ビジネス化をしていただきたい、こういうことで町長にこのあたりの、捕る漁業から育てる漁業、栽培する漁業へのシフトについて、ぜひ所見をお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 沖野議員からありましたように、本当に御指摘のとおりだと思います。捕る漁業を今まで一生懸命進めてきたので、沖にいろいろなブイを浮かべたり、あるいは漁船を大型化したりするなど進めてまいりましたけれども、やはり今、漁協長、あるいは漁協の幹部の方々と話をするたびに話題に出てくるのは、何か養殖をしていきたいと、藻場の造成からまず始めたいと、その中でカメの問題もいろいろ指摘があつたりして、鹿大にもこの前行きましたが、そういう藻場の再生をして、オゴノリ、スーナとか、シッキーとか、そういうものを何とか養殖できるようにしていきたいなということで、何か漁業でも漁協長を中心に燃えているようですので、町としても、しっかりとそれに対して協力をし、推進していきたいと考

えています。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、御答弁の中にありましたように、捕る漁業についての漁船の大型化とか、その支援とか、そこもあわせて養殖技術、栽培技術の支援にも努力をしたいという答弁をいただきました。いずれにしましても、課題の大きな2つですが、やはり特に養殖技術の確立によって、新たな特産品、新たな水産物が生まれることによって、島内外出荷、あるいは加工方法、流通のあり方とか、今後とも引き続いて知恵を絞っていくことで、今、時代の流れ、追い風としてある国立公園の指定、あるいは世界自然遺産登録の流れ、そういった観光産業の振興とも連携しながら、今、少しもの足りない水産物の特産品化、あるいは6次産業化を進める核に、ぜひなってほしいなという気持ちがあります。そういう意味で、本当に重点的に取り組むべき絶好の機会と考えていますので、しっかりした取り組みを要請したいと思います。

漁業振興でもう1つ提案がありまして、これは例えば、農業の場合には、農業後継者の4Hクラブ、農業自営者クラブというのですか、ああいった組織があって、非常に効果を上げています。そういう意味で漁業にも、ぜひ4Hクラブに類似した、あれの良いところをとって、もっとあれ以上の効果が出せるような、仮称ですけれども、例えば、漁業後継者研修クラブのようなものをしっかり組織化していただきて、それに対して行政の支援、そういったのができれば漁業後継者ができていくのではと思っています。

冒頭の町長の答弁の中には、漁業者の水揚げ意欲は非常に高まっているということでしたが、今従事している方は高まっているかもしれません、数字として出てきているので、ぜひ後継者不足という課題を克服するためにも、今も漁協の女性部とか青年部が再結成されて努力をしているという答弁でしたが、現状ではなかなか、今の現状の課題を乗り越えられないという実態もありますので、2つを合わせて、今のある組織を使ってでもいいでしょう。そこにしっかり知恵を絞って関係機関がしっかり後押しができる、そういうことをぜひやっていただきたいと考えますが、それについても産業振興課長に、こういった組織化をしっかりやっていただければありがたいのかなと思います。どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今現在漁協青年部もやっと再結成されまして、漁協婦人部も平成27年度からやっていこうということで、今、漁協は非常に盛んでございまして、先ほども町長からの答弁にもございましたとおり、新規就業者の、これは与論島出身者ではないのですが、若い人たちで、2人ほどが今、新規就業に取り

組んでいます。そういったことを踏まえながら、そういったことを多くしていければ、もっと非常にいい与論の水産業が見えてくるのではないかと思っています。

今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） これまで漁協に対する支援、生産業従事者に対する支援といいるのは、どうしてもハード整備というか、機械を買うのを支援したり、漁協のそういう周辺のハード整備をしたり、そういったところにどうしても目が向がちですが、やはり今からは知恵を絞りながら、あまり金を使わない方策も考えながら、ソフト面でしっかり支援をしていかないといけないのではないかと考えますので、ぜひその方向で、私が申し上げた養殖技術、特に鹿児島県の栽培技術センターというのですか、栽培技術開発センターというのですか、そことの連携が、かつて良かったような時期もあったらしいのですが、今は非常に薄れているようで、また向こうも冷たいような感触もあるようですので、ぜひ働き掛けていただきて、しっかりコネクションをつくっていただきたいと思います。

次に3つ目の災害関係の危機管理について質問を申し上げたいと思います。

私の現職時代でしたが、平成24年度の16号台風、17号台風、そして、その翌年25年度の台風24号、この時に災害救助法が適用になりました。本当にびっくりするぐらいの超大型台風で大きな被害で、最初の平成24年の時は、私は町民福祉課長、25年の時は総務企画課長でしたが、本当にあの時の、体験というの非常に重要で、そこで何が不足し、何をしなくちゃいけなかつたのかというの、教訓として職員の皆さんもみんな持っていると思います。私は、その時の大きな教訓として得たことがありますので、紹介しながら、ぜひ頑張っていただきたいという意味で、提案もしながら苦言を呈してみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、防災という面で東北の大震災のときの大津波、この教訓として昔から、向こうは津波がしおちゅうくる所ですので、有名な言葉に「てんでんこ」という言葉がございますよね、御存じだと思いますが、津波がきたら取るものも取りあえず、自分の家族、肉親、兄弟もかまわずに各自で点々バラバラに1人でもいいから高台に逃げろと、いち早く。それによって自分の命は自分で守られるし、時間的に余裕があるときには、ほかの人を助けるという意識が大事なんだという言葉も、本当に昔から伝えられているようです。

ここに象徴されるのですが、防災のあり方ですね、要するに大事なことは、日頃から、もちろん御存じのとおり訓練と備えというのが大事なのですが、重要なことは、各家庭において日頃から話し合っておいたり、あるいは各家庭において保存食、

缶詰とか、あるいはカップラーメンでもいいでしょう、そういういた保存食をしっかりとある程度備蓄しておいて、一定時期がきたら、それを更新していくということは各家庭でもできるので、そういういた啓発を図っていくことも非常に重要なことだと思います。与論の場合は外海離島ですので、大災害の場合は船が来なくなったり、飛行機が来なくなったり、全く隔絶された世界に1週間とか2週間とかではなくて、もしかすると1カ月ぐらい続くかもしれない。そういう状況の中で、もちろんガソリンもなくなる、ガソリンはなんとか対策ができましたが、そういうことで、本当に想定外の事態も予見しながら準備を進めていくということは行政としての役割かと思っています。

そういう意味で、地域においては、あるいは家庭においては、自助・共助による地域の防災意識を高めながら、公助として行政でできることは何があるのかというところを考えながらやっていかないといけないと思います。

そういう意味で、まず1番目に町民の方が分かりやすく、災害が起ったときにどういった対応をすればいいのかという啓発パンフレットを全戸に配布していただきたいと思います。

災害といいましても、いろいろ種類がございます。例えば、台風であったり、あるいは地震であったり、津波であったり、もしかするとミサイルが飛んでくるかもしれない。そういうことでケースが違うわけです。避難場所についてもケースが違うのです。ミサイルが飛んでくる、あと7分しかない、5分しかない、3分しかないというときに、町民の方々は避難している時間がないのです。自分の身近にある所の丈夫な鉄筋コンクリートであるとか、建物の中にいち早く入る。あるいは側溝があれば、側溝の中に入って身をひそめる。そういう俊敏な行動が求められるのです。そういう対策をしっかりケースごとに考えていかなくてはいけないというのがあると思います。

そういう意味で、災害ごとの適正・的確な行動ができるような対応力の高い啓発パンフレットをしっかりとつくれていただいて、全戸に配布していただければと思います。それについて、総務企画課長いかがですか。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。町民へのパンフレット等、避難行動の周知ということで、特に台風については、与論の場合はある程度といいますか、想定をされて避難行動ができているとは思いますが、まだまだ不十分であると思いますが、地震に伴う津波に対しては、やはりこれは、いろいろそういういた避難行動については、なかなか従来地震が来たら、机の下に隠れなさいとかということもありましたが、最近では、すぐに逃げなさいとか、対策の仕方が変わっているよ

うです。

そういったことで、その辺また周知を図ってまいりたいと思います。

それから、ミサイル関係については、今内閣府で避難マニュアルというのが出されているまして、県でも避難訓練をしようということで、今進めているようです。

大体ミサイルの種類で違うとは思うのですが、約10分で日本近海に来るということでありますので、その辺、県のそういった指導も仰ぎながら避難マニュアルもつくって周知を図ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 行政マン、行政の職員というのは分かっているのですが、一般町民は、例えば台風などが接近したときに、一番弱い最初の避難情報は、避難準備、高齢者等避難開始というものが最初の行政無線とかで放送すべき内容ですよね、災害がきたとき一番弱いやつです。さらに強くなると今度は、避難勧告ですよね、それより一番強いのが避難指示、要するに避難しなさいという命令形ですよね。こういう順番になっていますが、一般町民にとっては、この区別とか意味もよく分からぬのです。そういった方々も多いのです。その意味もしっかりと理解してもらう。紋切り型で役場からいろんな行政無線を使った放送をしても、その意味、違いが分からないと対応が遅れるのです。そういったことも含めて、しっかりとパンフレットをつくって配布していただきたいと思います。

次に、一番私が申し上げたいこと、災害救助法が適用されて、あるいはその上の段階に激甚災害法というのがあります。これは与論では指定を受けたことはないのですが、災害救助法よりさらに強いやつです。そういったこともあります。災害救助法にしろ、激甚災害法にしろ、県知事が先頭になって、国は遠いですので、県知事が先頭に立って対応するような法律になっているのです。法律を見てください。災害救助法の第2条とか、13条2項の中では、こうなっているのです。簡単に申し上げますと、仮に災害救助法が適用になった場合は、都道府県知事が直接救助活動、支援を行う。それから、市長村長は、これを補助するという形になっているのです。ところが実際は、県は危機管理防災課というのがありますが、私の経験から申し上げますと、大変な被害になっていますから鹿児島県庁から専門職員を早急に派遣して助けてください、指導してくださいと電話をしても、なかなか来ないので。今は、若干違うかもしれませんが当時はそうでした。なぜか、桜島対策とか原発とか、そういったことに対しては結構彼らも勉強しているのですが、大型台風の被害というは、ありふれすぎて彼らは、全く勉強していないのですよ。例えば、住宅の被害調査をするにしても、指導ができないのです。自信がないからなのです。

私は、本当につくづく感じたのですが、鹿児島県は本当に頼りないと、その時

は思いました。要するに申し上げたいことは、法律上は県が先頭に立ってやるようになっているけれども、実際は県の初動対応とか支援というのは、ほとんど期待できません。最初はですね。だから、自ら役場職員が先頭に立って動かないと駄目なのです。それも、しかも迅速性、正確性が問われる所以で、私が申し上げたいのは、一番大事なことは、被害を受けた場合の初動対応として、家屋の被害調査をして、ランク付けをしなくてはいけないのです。各個別ごとの被害を受けた方々の家屋が「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」、「一部損壊」なのか、そのレベルを決めるによって、その後の応急的な住宅をつくったり、災害支援物資を提供したり、見舞金を支給したり、そういう作業の線引きになるのです。それができなくなるのです。東日本大震災、熊本の震災を見ても、それが非常に遅れました。それはなぜかといったら人間が不足したからです。調査員が足りない、役場職員がいない。そういうことで調査員が足りなくて、基準付けが遅れたのです。そういうことで、一番大事なことは、私は町長に申し上げたいのですが、初動対応で職員の調査、実際は税務課の職員とかが中心になるのが一番オーソドックスなのですが、被害調査を公平にする、迅速にする。確定して台帳をしっかりと整備して、もちろん紙ベースでなくとも、電子データでいいのですが、しっかりとこの作業をいち早くしないと遅れます。それは災害救助の指定でも激甚災害も一緒です。その数字を上げないと災害救助の指定とか、激甚災害の指定もできないから、そこをしっかりとお願いしたいと思います。

大事なことは、実は去年から自然災害調査士という制度ができました。自然災害調査士というのは、今、建築業界の新しい資格として民間と行政連携による迅速で公正な罹災証明書の発行を目的として、昨年度から一般社団法人全国自然災害家屋調査協会というのが、民間ですけれども、ここが資格の講習会、それから資格の認定を行っています。今年の3月の合格率は52%ということですので、ぜひこの養成についても、あわせて要請したいなと思っています。

ぜひ罹災証明用の被害調査を徹底していただきたい。職員の研修が大事です。数多くの職員をしっかりと養成していただきたいというのを、まず要請したいと思います。

時間もありませんのではしょりますが、極東アジア、朝鮮半島とか尖閣諸島周辺は、今非常に不穏な情勢になっています。これは皆さん関係ないと思われるかもしれません、例えば、アメリカの国防総省は中国の軍事行動というのをずっと分析しながら戦争対策の準備をするところなのですが、いつ中国の部隊が尖閣諸島に来るかもしれないというのを想定しているのです。日本で安倍内閣は、あまり公表しませんが水陸機動団というのを、要するに、水でも海でも走れるような水力両用車

とか、あるいはオスプレイとか、そういったのを使って中国軍が来たときに、それを防衛するような準備をちゃんとやっているのです。そういった情勢もあるので、それは国レベルでやるのですが、我々与論は米軍基地にも近い、尖閣諸島にも近いということで、いつなんどき、どういうことが起きてくるかもしれない。そこで何か起これば、例えば、与論島に中国漁船にまぎれて、そこに上陸した中国漁船が来るかもしれない、何十隻と与論に来るかもしれない、近いから。そういうことも考えなくてはいけないので、そういう意味で日頃からの訓練、想定、そういったのをやっておかないと非常に手遅れになることもありますので、ぜひ総務企画課を中心に、こういった時の対策、国に相談したり、県にしっかり相談しながら、既にいろいろ準備をしている、訓練をしているところも結構多いです、そういうところを学びながら、ぜひアンテナを高くしていただきたいと思います。

それでは、最後に古里の浄水場があります。水道課に質問しようとしているのではなくて、例えば、不審者が侵入して浄水場に毒物を入れたりする可能性がゼロと言えないのです。そういった発想、懸念は誰もしないのですが、そういったことが起きないように、しっかり警備といいますか、普段から目配りをしっかりして、もちろん防犯カメラの設置、手遅れにならないように防犯カメラで監視をするなど、そういった何らかの対策をしていただきたい。総括して町長に改めて決意のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。与論の場合には、今まで大型台風などの襲来があつたりして、台風に対する備えができていて、あのような大きな台風でも与論の住民は死者が1人も出ないという、私は、すばらしいことではないかなと、本当に与論町民の方々は、そういう避難体制が、自分の体は自分で守るという体制ができあがっているのだなと、台風のことでは思ったのです。さて、地震とか津波、あるいは、おっしゃるようにミサイル等については、本当に今どうなっているのかなということを考えます。ましてや、ミサイル等の飛来については、本当にお手上げ状態ではないかと、今は考えるのですが、できるだけ国や県の、そういう避難マニュアル等を参考にしながら、私たちの与論町でも、今後取り組んでいきたいと思います。

特に、先ほどの浄水場の件等も、ああそうなんだということを認識を新たにしたところでした。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 2番、残り3分です。

○2番（沖野一雄君） 今日は、3つも準備をしていまして、私は、もっと申し上げたいことが実はいっぱいあったのですが、あまり演説ばかりしてもしょうがありません

んので、ぜひ私が今日提案申し上げたサトウキビの振興、水産業の振興、そして危機管理という3つのテーマについては、非常に重要なテーマだと思っていますので、ぜひ執行部の皆さんには取り組み、御活躍を期待して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 2番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。15分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時05分

再開 午前11時14分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 次は、6番、町 俊策君の発言を許します。

6番。

○6番（町 俊策君） 私は、2つの質問をさせていただきたいと思います。

1 鹿児島大学与論活性化センター設置の継続と支援体制について

(1) 新庁舎建設に伴い、旧町立診療所は取り壊されると聞いているが、現在、この旧診療所に設置されている鹿児島大学与論活性化センターは、今後どうなるのか。

また、同センターを継続的に設置し連携することにより、その研究成果を本町の将来に役立てることが今後も重要であると痛感されるが、同センターを新庁舎内に設置し支援する考えはないか。

2 茶花市街地道路の浸水対策について

(1) 例年、梅雨や台風時期に大雨と満潮が重なると、茶花のウブインジュからあふれる雨水が信号機周辺の商店街一帯に浸水し、商品等への被害や交通障害など、生活環境に悪影響を及ぼしていることは周知のことと思うが、この現状をどのように認識し、現在どのような対策を講じ、いつ頃解消されるのか。その対策の進捗状況はどうなっているのか。

以上2つを質問いたします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 鹿児島大学の与論活性化センターの設置の継続と支援体制についてお答え申し上げます。

本年度は新庁舎建設に向けて10月以降に旧町立診療所の取り壊しを計画しています。このことから鹿児島大学与論活性化センターについては、施設の借用期間を

平成29年9月30日までとしているところです。

同センターは、学生のミーティングルームや宿泊施設として活用してきていますが、これまでと同様な利用形態で使用する公共施設の確保が困難な状況になっており、代替施設について現在検討しているところです。

鹿児島大学との連携につきましては、これまでにも多方面において御支援をいただき、大きな成果を得ているところです。今後も同大学と連携を図りながら、本町の様々な課題に対し御支援をいただき、行政推進を図ってまいりたいと考えます。

御質問の新庁舎内の同センター設置につきましては、同大学の取り組みや研究成果等の発表や資料等の活用が図れるような多目的ホールの整備を図ってまいりたいと考えています。

また、新庁舎建設にあわせて公共施設の統廃合も図り、同センターが利用可能な施設の確保についても検討をしてまいります。

次に、茶花市街地道路の浸水対策についてです。

御指摘のとおり現状をそのように認識しています。現在は監視を行い、土砂がたまり流速が落ちないように維持しているところです。信号機付近と河口部との高低差が少なく対策に苦慮しているところです。抜本的な対策としては、水路の分岐や拡幅などが考えられますが、どの方法も用地が伴う事業となります。また、茶花市街地を都市計画区域に指定して全体的に地盤を上げていく方法もあります。

その他に、少し上流に大きな溜め池をつくり、溜まった水を高台の溜め池に送りながら、急な増水に対応できるような防災にも役立つため池の整備をすることが一番効果的だと考えられます。このことについては、新規地区の畠かん整備と対応しつつ、島全体の畠かん用水として利用できたらと考えています。

以上でございます。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町 俊策君） 1番目の質問の、鹿児島大学与論活性化センターの設置についてですが、この重要性は今町長が言われたとおりなのですが、改めまして、この重要性について述べてみたいと思います。

1つ目は、先般、町長、それから議長、議会運営委員と漁協長、産業振興課長で、そろって鹿児島大学にまいりました。この時の議題の1つには藻場造成の問題と、ウミガメの問題がありました。鹿児島大学側では、与論に来られている関係の教授、助教授が集まっていたので、話をゆっくり聞いていただいて、その後も懇親会もあったのですが、いずれにしても鹿大が、私どもの与論町を大切に思ってくださっていることは非常に心に届いたところです。

それで、この鹿児島大学の1つの成果としては、水産業で画期的なシステムや、

それから推進交付金の利用による画期的なウルトラファインバブル発生装置とか、そういったものを開発されて、しかも、その鮮度を落とさずに、これを市場に届けるという装置なのですが、これらも既に完成していると。そして、更にはそれだけではなくて、販路であるイオンとの提携まで骨を折っていただき、捕つてから販売するまでの1つの過程を新鮮な商品として届けられるという画期的なものであります、これも鹿児島大学の木村教授の指導によるところです。

そのようなことがあつたり、それからまた、かつての話ですが、これは医学部の話です。これは古川先生が特任教授ですから、鹿児島大学の医学部のですね、確認したのですが、かつて医学部長が与論島には県立高校に先生が赴任しているよねと、その優秀性によって勉強さえすれば、いくらでも医学部は通るよねと、5人ぐらいなんとか出せないかなと、やることでしたが、それから何人かは出ていますが、確認したところ今でも1人は特待生でとってもよいということになっているそうです。それで、候補者はいるのですかといったら、今、中学生にいるらしいのですが、その子を勉強させて推薦したいと、その子もやる気になっているということです。かつての我々の町長であった南町長の三男坊は小学校の卒業時に、「ぼくは剣道をやめて勉強します」と、「勉強してどうするの」と問うと、「医学部に行きたい」と、その夢をずっと持ち続けて、みごと医学部を狙って今は医者になっています。

そのように、子どもの時代に、そういう夢の方向づけができるれば、それに越したことではないのですが、それと同時に、そういう体制もつくっていく必要があるのでないだろうかと、あれやこれや考えますと、何と言っても鹿児島大学は県の最南端の我が与論島に一番費用を使ってくれています。その9割方は、与論活性化センターにしか使っていないようなのです。それぐらい与論島についての方向づけをしつかりしていただいているので、今後とも先生方、あるいは生徒さんたちが、喜んで研究に没頭でき活用できるような施設、それから受け入れの体制、そういうものの確立をよろしくお願ひしたいと思います。町長が表明している、いわゆるシンクタンクの最たるものではないかと思いますし、ぜひこれを実現していただきたいと思います。敬意をもって来ていただくような体制をお願いしたいと思います。

それから、ウブインジュの問題ですが、この件は長いのです。一向に、それが解決されない、やり方は分かっていらっしゃるようですが、それを実施していただけないと解決しない。商店街の人たちは、危ないなというときは、品物を高い所に持つていったりして避難をさせていますが、これは万が一のことではあります、人身事故に陥ることなどがあつては取り返しのつかないことがありますので、これは真剣に、ときたましか起こらぬことではなくて、ときたまがいけないわけで、ぜひこれを解決していっていただきたいと思います。

それで、どうなんですか、課長の具体的な対策は設計等はあるんですか、ないんですか、この改善策についての。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） この話は、昔からあるとおりでございまして、設計図とかは今のところございません。そういったことを考えながら、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、県ともよく相談をして国営事業的な事業が導入できればいいのかなということで考えています。

○議長（福地元一郎君） 6番。

○6番（町俊策君） 要するに、今思っているだけで、何もないということじゃないですか。これを実現化していただきたい。せめて図面ぐらいつくるとか。たたき台のような内容、町民は安心をしませんよ、何もしてくれていないのでは。ぜひ、これひとつ、図面をつくる、あるいはどのような解決策があるというようなことを具体的に町民に示していただきないと、安心して島の人たちも生活ができないのではないかという気がいたします。また海拔ゼロという問題もあります。用地買収という問題もありますが、ちょっと知恵を絞って、前々の産業振興課長が「俺は案を出してあるよ」ということでしたので、前の産業振興課長とも話し合ってみてください。喜んで相談にのってくれると思います。どうかその点、早急に解決されるようお願いをして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 6番、町俊策君の一般質問を終わります。

次は、1番、遠山勝也君の発言を許します。

1番。

○1番（遠山勝也君） 1番、遠山勝也です。よろしくお願いいたします。

1 農業農村整備事業について

(1) 第5次与論町総合振興計画に、農業農村整備事業の推進による営農の規模拡大、効率化を図り、農地の流動化、施設の団地化をスムーズに行うため、関係機関一体となった体制整備を行うとあるが、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

2 海岸漂着物等の対策について

(1) 九州電力新与論発電所下の海岸に漂着物やごみが以前からたまっている。一斉清掃の時に、よく目にしますので、気になっていたのですが、これについて聞きましたら、年に1、2回重機を入れて清掃しているのですが、ごみが無くなったのをまだ見たことがありません。除去しきれていないのが実情である。付近にはリゾートホテルもあり、観光客が頻繁に往来することから、早急な対策が必要であると痛感されますが、町長は対策

をどう講じていく考えであるか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 農業農村整備事業についての御質問ですが、お答えを申し上げます。

農地の流動化、集約化の促進につきましては、県営農地整備事業の新規地区で鹿児島県地域振興公社をお願いして、農地中間管理事業の説明をしていただき、農地中間管理機構を通した農地の集積を行い、機構集積協力金の交付ができるような農地の集積を行っております。今後も要望のある新規地区におきましては、区画整備を進め、担い手農家への集積に努め、農地中間管理事業を導入していくように取り組んでまいりたいと考えています。

次に、発電所下の海岸漂着物の対策です。

海岸漂着物の対策につきましては、60箇所の海岸を2人体制で清掃活動を行っています。当該地区につきましては、港湾地区ということから清掃活動対象外としてまいりましたが、今後、関係課と協議検討し、魅力ある観光の島としてのイメージアップを図るためにも、早急な環境改善に努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） この農地中間管理機構、それから機構集積協力金というものは、この2、3年頻繁に聞いておりましたが与論島の場合は畑も小さいことから、なかなかまとまった集積ができておりません。例えば、これを集積したとしても、これを担い手に託すわけですが、小さい畑の集合なですから、作業効率は悪いし、例えば、これから10年先、20年先の若い人たちに農業で食べていくということになった場合に、今の個々の畑を集積しただけでは限界があります。作業効率も悪いし、それから前の議会で言いましたが人材バンク、それからシルバーセンター、こういうのは全国規模で人手不足が今問題になっています。ということから、今集積しても効率のことから考えると、若い人たちが与論島で農業で生計を立てていくためには、どうしても無理があります。

そこで、これは私の提案なのですが、例えば、これから整備事業を考えたときに、面的な集約、例えば畠をなくすとか、杭を打って畠をなくして1町歩ほどの畑をつくるとか、そういうことを考えて整備事業が行えれば、効率的な農業ができるし、生産性も上がるし、例えば人材の不足も、なんとか解消していくのではないかと思いますが、この辺はどういうふうに思われますか、産業振興課長お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） 今の質問に対しまして、大型区画のほ場整備をしてく

れないかという問題ではないかと思っています。今現在の鹿児島県、特に与論町、与論地区では今3反区画が基準となって整備をしています。それと与論町の場合、どうしても大きさが1町歩単位で、なかなか高低差がないようなほ場をつくるのが難しい、今までの段階で、そういったことが問題になってきているかと思いますが、そういったことができるようなほ場整備ができれば、そのような形で整備を、県と関係機関と相談をしながら考えていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 今、畠の持ち主が昔々苦労をして、自分の畠をきれいにしてつくっていますので、なかなかそこを面積集約であるとか言っても、今の年配の人たちには、どうしても無理だと思います。

ですから、これから若い人たちの農業を指導していく必要があるのではないかと思いますが、そうしないと与論島での農業での生産性というのは全然上がっていないですから、ということは、与論で農業をする若い人たちには島外に出ざるを得ないですから、これはどうしても考える必要があると思いますので、よろしく御検討いただければと思います。

2番目にいきます。これは港湾地区ということですので、県とのからみもありますが、このごみは除去できるものなのでしょうか、お聞きします。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 先ほど町長から答弁がありましたように、60箇所の海岸を今2人体制で清掃をしているのですが、今後61箇所目の海岸地区として、毎日のように清掃活動をやっていきたいと思います。どうか御安心ください。終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 具体的には、どういうふうにやりましょうか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 具体的にと言われましてもですね、ただ毎日回収して運ぶという単純作業ではありますが、確実に正確にやってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） その取ったごみはどこに持っていきますか、処理できますか。

○議長（福地元一郎君） 田畠環境課長。

○環境課長（田畠博徳君） 今ペットボトルとか、浮きとか、漁網とか、そういうものが流れてきていますが、回収をしまして清掃センターに持ち込みまして、ブイについては、サンダー等で割って細かくして、漁網も細かくして、1メートル四方に裁

断をしまして、燃えやすい形で、ごみホッパーに投入をして焼却処理をしているところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 焼却できるということで安心しました。ちなみに、そこには流れ込まないような方策をとったほうがいいのではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 副町長。

○副町長（久留満博君） 以前その場所につきましては、私が商工観光課時代に、九電の余熱を利用してタラソテラピーの施設ができないかということで、前町長の南町長にお願いをして、九電さんにかけ合ったことがございます。どうしても九電さんからお許しが出なかつたということもあって、そのまま向こうの海岸については放置をした状態だったのですが、実は、海辺から入っていってごみの処理というのもなかなかできないところです。ごみを集めて、上からクレーンでつり上げた経緯がございます。特に冬場に吹き込む場所にありますので、なんとかまた、外のほうにごみが引っかかるような何かを考えれば、もっともっと有効にできるのではないかと思いますが、今後ひとつの大きなタラソテラピーとかで活用できるようなポイントだとも思っていますので、待合所のほうから降りていけるような、何か道路とかを取り付けて有効にきれいな形で活用できればと思いますので、もう少し検討をさせてください。

よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。終わります。

○議長（福地元一郎君） 1番、遠山勝也君の一般質問を終わります。暫時休憩いたします。午後は1時30分から再開いたします。時間までに御参集をお願いします。

-----○-----

休憩 午前1時41分

再開 午後 1時28分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 次は、3番、川村武俊君の発言を許します。

3番。

○3番（川村武俊君） 日本共産党の川村武俊でございます。2017年第2回定例会において、先般の通告に基づいて質問をいたします。

## 1 共同納骨堂の整備について

(1) 我が島は、古くから先祖崇拝が日常生活に溶け込む土地柄であり、お盆や年末、お正月には時間を先祖とともに過ごす家庭も多いが、近年、核家族化や少子高齢化に伴い、先祖のお墓の維持管理が困難な状況や継承者がいないことにより無縁墓地が増加することが懸念されている。

また、本土では、無縁墓地の最終処分をどうするかが自治体の大きな負担となっている事例もメディアで報じられている。

本町でも共同納骨堂の整備について検討を進める時期にきていると痛感されるが、町長はどのように認識し、どう対策を講じる考えであるか。

## 2 ふるさと納税について

(1) ふるさと納税制度を利用して本町に寄附をされる方々から広く意見を徵取し集約して、きちんとした目的を持った使い道を定める考えはないか。

## 3 製糖工場の年内操業について

(1) 製糖工場の年内操業は、サトウキビの早期の肥培管理作業と経済の循環効果をもたらし、島の活性化につながると考えるが、なかなか実現できない理由はどこにあると考えるか。また、そのための対策をどう講じる考えであるか。

以上について、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、共同納骨堂の整備について、お答えを申し上げます。

本町は、古くから先祖を敬い崇拝する気風は高いと思われますが、御質問のとおり、継承者が島外に出てしまい、先祖のお墓の維持管理が困難となるケースが増えつつあると思われます。こうしたケースは全国的にも増えつつあり、その解決策として、お寺などが恒久的に供養をし続ける「永代供養墓」として共同墓地による合葬の形態が増えています。しかしながら、これにはお寺などの恒久的に供養・管理してくれる組織が必要であり、現在各集落にある墓地においても、墓地管理組合がほとんどない状況にあり、今後共同納骨堂を設置した場合、その供養・管理を担う組織体制の確立が懸念されるところです。

将来的に共同納骨堂の必要性について、全く異論はありませんが、民間の役割・行政の役割を考慮しながら供養及び管理を担える組織体制の構築が先決ではないかと思います。

次、2点目のふるさと納税についてです。

ふるさと納税の申し込みをされる際には、本町に対する御意見・御要望などのメッセージをいただいているところです。使い道については、寄附者の御意向等を十

分反映するように予算措置を行い、各種施策を推進しているところです。

ふるさと納税の使途については、基金条例に基づいて特に環境保全、ヨロンマラソン、十五夜踊りの保存・継承、人材育成、離島振興に関する事業を重点化し、各種施策メニューを設定しながら事業推進に努めているところです。

今後も寄附者の与論町に対する善意に寄り添って事業を推進してまいりたいと思っています。

次、3点目の製糖工場の年内操業についてです。

昨年の10月1日に与論島製糖の南島会館において、社長を交え関係機関の役員と年内操業についての意見交換会を行っています。その後、10月20日付け社長名で与論町長、JAあまみ与論事業本部統括理事、JAあまみ与論地区さとうきび部会長あてへ、年内操業についての回答が示されています。年内操業実施の可否については、さとうきび部会長が招集する製糖対策協議会において、11月1日現在の生産見込量及び原料品質状況をもとに、4者協議（与論町、JAあまみ与論事業本部、さとうきび部会、与論島製糖株式会社）において、年内創業の実施可否を決定したい。との回答をいただいています。与論島製糖株式会社としても年内操業にあたり、雇用問題や今後の気象条件等様々な問題も抱えていますが、平成29、30年期産から年内操業を試験的に2回ほど実施したいとの意向です。

また、先日開催しました平成29年度さとうきび生産振興大会においても、その旨を伝えています。

今後の糖業振興会の事業内容とあわせて、早めの対応をサトウキビ生産農家へ御理解と御協力を求めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） この共同納骨堂の整備についてですが、本町については、やはりお盆や年末、お正月に時間をとり、お墓参りをしながら先祖とともに過ごす家庭も多い。また、先祖崇拝が日常生活に溶け込む土地柄でもあります。このこともあります、これまで長らくお墓の問題は個人の家庭の問題とされてきました。しかしながら、今日においては核家族化や過疎化、そして、少子高齢化、あるいはIターン者、そういう方が多いためにお墓参りや、掃除など、先祖のお墓の維持が大変になっています。

こうしたこともあり、将来的には継承者がいない無縁仏の増加は避けられないと考えます。本土では、無縁墓地の墓石の最終処分をどうするかが自治体の大きな仕事になっている事例もメディアで報じられているとおりです。

やはりこうしたことからも、そろそろ共同納骨堂について、検討していく必要が

あるのではないかと町民の方からも言われているところですが、町長いかがでしようか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） おっしゃるとおり、Iターン者にお家を貸すと、与論では良い家が空いているのだけれども、中に先祖を祀つてあるということで、島外から帰つてきて、たまにお参りをするということを考えたり、あるいはまた、お墓のことも考えたりすると、本当に早い機会にそういう方向にいければ大変ありがたいなと思うことです。そういうふうなことで2、3度、神官さんとかにお話をしたこともございます。なんとか、あなた方でお寺のようにつくれないかということも言つたりしたことがございますが、なかなか今のところいい返事はないのですが、これを町として運営していくというのは、やはり難しいのかなと。できれば、お寺関係、あるいは神道関係でも、そういうところが見つかれば、町としても一緒に協力しながら推進していければと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 奄美大島の宇検村でも、このような問題を抱えておりまして、集落ごとに「精霊殿」と呼ばれる共同納骨堂を建設しています。これは町の予算を使わずに、集落の予算でつくって、管理もみんな集落でやっているということですが、個人では管理できないので、そうした個人個人のお墓はやめて、集落ごとに1つの納骨堂におさめて共同で供養、管理しているというのが特徴です。この宇検村では、100基分の納骨ボックス、9つをおさめるつぼがありますから900人分ということですかね。こういったのをつくり、島外へ転出した人からも喜ばれているということです。

宇検村では、2016年時点で14集落のうち、8集落に共同納骨堂があるそうです。やはり本町においても、町のイニシアチブで、無縁墓地を一掃して、先祖供養をどのような形で進めるのがよいのか、そういうのを検討する時期にきているのではないかと思います。もちろんいろいろ予算関係や、誰が管理をし運営をしていくかというのも問題になってくると思いますが、やはり皆さん町民全ての知恵を出し合いながら、どうした形がいいのかというのを検討していく必要があるのでないかと思います。

先ほども町長が申されましたように、Iターンしてくる方、そういう方をもござりますし、またいろいろと与論で生涯を終えたいという方もございます。将来的には、こういった方々も増えてくるのではないかということで、この共同納骨堂の整備について質問したのですが、こういったことは、検討することによって新しい形がまた生まれてくると思いますので、どうかそういうものを立ち上げて、町指導

のもとで、どうすべきかというのを検討していただきたいと思います。町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に祖先を敬うという気持ち、これは島にいようが、島外に出て帰らなくなろうが気持ちちは同じだと思います。今度、各墓地組合等とも話をしながら前向きに検討していきたいと思っています。よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 続きまして、ふるさと納税についてですが、ふるさと納税においては、集め方と使い方、こういったものが問われてくるのではないかと思います。一般財源とは違って、何か与論に縁を持った方々とか、いろいろな考えがある方がふるさと納税をされているのですから、やはり使い方というのをきちんとしていただきたいという、そういう要望の声がありまして、これを取り上げたのです。

先ほど御答弁にありましたように、環境保全とか、ヨロンマラソン、そして十五夜踊りの保存・継承とか、人材育成、これに私は反対するわけではございません。しかし、あまりにもこのふるさと納税の財源が現在のところ少ないですから、全てにその財源が行き渡るわけではございません。

ですから、あえて申し上げれば、このふるさと納税を子どもの支援をするために優先的に使ってはどうかということを要望しておきたいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほども答弁しましたように、これにつきましては、使い道については、こういうものだというものを4点、5点お示しをして、そして、どれでも使っていい、あるいは、これに指定するということで納税者の御意見を尊重しているのです。その中に人材育成というのも含まれております、これも今後、納税者の意向に沿いながら、また町としての希望も加えながら、そういうふうなところで進めていきたいと。

特に、与論の場合には、「島づくりは人づくり」だということですので、こういう気持ちで人材育成に割り当てていければと考えています。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 今、このふるさと納税制度を利用して希望されている財源が、サンゴ礁基金と一緒にになっていると思いますが、やはり透明化を図るためにも、やはりこれを分離したほうがいいのではないかと私は思います。そういう御意見も町民の方からいただいたのですが、この点、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ふるさと納税がサンゴ礁基金とうたわれていて、最初の出だしはサンゴ礁保全のためにしたいということで全国から寄附を募るということでした。

それが、ふるさと納税という制度が始まって、それと一緒にになって抱き合せでやっていて、ふるさと納税が分かりにくいということで、いろいろ対策を練って、工夫をしていて、パンフレット等もいろいろ工夫しているところなのですが、それについて詳しくは副町長からお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 昨年の寄附をいただいた皆様方から、目的で指定をされた場合は、極力そちらのほうに資金を回していくという形をとらせていただいています。

ただ、離島振興に関する事業という中で多くの項目がうたわれているのですが、先ほど町長からありましたとおり、名称がそういった名称になっている関係で少し分かりづらいという面もありますので、その辺は、また考えていきたいと思っています。

内訳につきまして、もし必要でございましたら、後ほど資料等を提出いたしますので、よろしくお願ひします。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） ふるさと納税の集め方は、皆様方が御努力されていますので、この点については省きたいと思います。

次に、製糖工場の年内操業についてですが、幾度かほかの議員の方から、この質問は何回もされていると思います。先ほどの沖野議員からも年内操業をした方が一番いいという、そういう質問をされているのですが、やはり製糖工場の年内操業については、どうしても早期の肥培管理、それと畜産農家の飼料確保の面、そういった期待が寄せられているのです。牛の草がないときに、年内操業だったら助かると、これが以前、サトウキビと畜産を合わせた耕畜連携はできないものかというのを検討されたことがあると思いますが、できれば、こういった耕畜連携はもとより、経済の循環効果、活性化が図れるのではないかと町民の方も認識をされているのです。

御答弁の中にも、2年間は試験的なことをやりたいと申されているのですが、そうした中で、なぜ年内操業ができないのかという、この点。以前、各議員からそういった質問がされた時に、まず1つ目には、生産量が一定確保できないということ。2点目には、早期高糖品種がないということ。こういうことを執行部の方が答弁されています。

まず、生産量の問題ですが、早く始めても遅く始めても期間は一緒だと思うのです。製糖する期間は。ですから、遅く始めても早く始めても一緒のこと、これは言いわけにすぎない、私はそういうふうに思っています。

もう1点目の、早期高糖品種がないということ、製糖会社にしてみれば糖度が1度下がれば、それだけの減収になる。こういった経済的なものはあると思いますが、やはり、そういった面をどうにか改善して、年内操業ができれば、いろいろな効果が出てくるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。町としましても、それから生産者の方々は、本当に年内操業を望んでいて、あるいはまた製糖工場の方もそうだろうなと、おっしゃってくださるのですが、そういう形で社長さんを交えて話し合いをしたのですが、やはりひとつ、ああなるほどなと思ったのは、正月をはさんで前の1週間ぐらい臨時の人を雇って、正月をやめて、またその後1カ月ぐらいというふうに、今でも工場を回転していくときに四苦八苦しているという話と、この前示されました労働時間の問題、特に厳しいのは2交代、3交代、整備しなければならないという問題をいろいろ含めていますと、どうしてもしたいという気持ちは、これはみんな町民一緒だと思います。そこに従事する、季節的に期間的に短い時に人が集められるかということも大きな問題だと思います。

それで、昨年はふるさと協力隊をお願いして、島内では駄目だから、島外まで発信して人を雇えないかということで発信をしましたが、1人だったか2人しか来なかつたということで、なかなか厳しい状況にあるようです。

でも、これはどうしても島の発展のため、これからも適期に植え付けをし、作業をしていくことも含めながら考えますと、年内操業をやっぱり進めていきたいなという気持ちは持っていますと、極力今後も要望を続けていきたいと思っています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 答弁されている中で、製糖工場は2回ほど実施したいという意向のことですが、私は、実験的にするといつても、雇用の問題、これが余計に崩れてくるのではないかと関係者の方からもお聞きしたのです。単発的にやると、次はどうなるかという不安材料とかが出てきます。どうしてもこの期間だけは製糖に関わりたいという方と、また崩れてきたら次の会社、仕事場をどうするかということが必ず出てきますので、こういった雇用の面からしても、ぜひ試験的ではなくて、これをずっと進めていくんだと、いろいろとクリアしなくてはいけない面も必ず出てくると思います。

ですから、町がすべき部分と製糖工場がすべき部分と、そして、生産者がすべき部分をきちんと明確にして、こういった話し合いを継続的に進めていただきたいと思います。

町長、最後にいかがでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に町としましては、町民の生活の安定、幸せのために頑張るという覚悟ではあります。とにかく、製糖工場が与論町で操業を続けない限り、私たちのサトウキビ生産はできないと考えますので、できるだけ製糖工場の事情も把握しながら、調査しながら、私たちも協力できるところは協力しながら、とにかくサトウキビ生産の向上を目指して頑張っていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 3番。

○3番（川村武俊君） 最後になりましたが、もう1点だけ、これは私の要望でございますが、与論島製糖株式会社、以前の株式会社南島開発から、与論島製糖株式会社になっています。私が申し上げたいのは、本社が何で与論島にないのかというのを私は思うのです。与論島製糖株式会社であれば与論にもってきてもいいのではないかと思います。あわせて、これも要望をしていただきたいと思います。

いつも製糖工場の池田所長が、私もこういったことをずっと会社に申し上げているのですが、なかなか首を縊に振ってもらえないという、いろいろな事情があるのでしょうけれども、そういったのはずっと足踏みを合わせて要望をしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（福地元一郎君） 3番、川村武俊君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

#### 日程第5 議案第30号 与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第5、議案第30号「与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） よろしくお願ひします。

議案第30号、与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について、提案理由を申し上げます。

この条例は与論町への移住・定住者及びふるさと留学生向けに町が設置し、管理する住宅について、必要な事項を規定するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第30号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第30号、与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、与論町営定住促進住宅の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第6 議案第31号 報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第6、議案第31号「報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第31号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の報酬の見直しと、新たに設置されることになった土地利用最適化推進委員の報酬及び費用弁償等を定めるため、必要な改正を行うものです。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第32号 平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議案第32号「平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第32号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、総務費国庫補助金1350万円、民生費国庫補助金2437万7000円、繰越金1億円、雑入1556万6000円などを追加し、衛生費国庫補助金1135万7000円、土木費国庫補助金2151万5000円、民生費県補助金5172万円を減額計上しています。

次に、歳出の主なものとしまして、総務費企業誘致推進費1242万8000円、教育費事務局費1096万6000円、諸支出金、庁舎建設基金積立金1億円

を増額し、民生費ハレルヤ保育園費 1856万7000円、衛生費し尿処理費 2630万円、教育費給食センター運営費 904万6000円などを減額しています。

また、地方創生推進交付金事業として、総務費地方創生関連事業費 200万円、商工費与論町観光リバーバル推進事業費 2000万円、教育費保健体育費スポーツアイランド形成促進事業 500万円を計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ 1億2584万1000円を追加し、一般会計予算総額 44億7525万8000円となっています。

御審議され議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番。

○8番（野口靖夫君） 金額に関することではなく、執行部がどう考えておられるのか、聞いてみたいと思います。

補正予算書 12 ページに関連して、先ほどの一般質問の中でふるさと創生だとか、ふるさと納税推進の質問がありましたが、私がお聞きしたいのは、今現在、ふるさと納税の現況といいますか、どれぐらい推移して寄附金の金額が上がっているのかということが、まず第 1 点。

その中で、ふるさと納税の寄附金をどう活用されておられるのか。今、サンゴ礁基金とかありますが、今朝、全員協議会の中で前教育長が、「奨励金ということで与論高校存続のために、どうしても有志を増やして金額も増やしていきたい」と、だから、これはぜひ議会でも理解していただけないだろうかという話がありました。私が、その話を聞いたときに、先ほど教育長からこういう資料をいただきました。これを見たところ、このふるさと納税の寄附金を有効的に使うべきではないかと、先ほど川村議員からもありましたが、そういう基準となるようなものを考えれば、ふるさと納税は寄附金も増えるのではないかと思いまして、今質問をしているのです。

そして、特に 22 ページの教育費の中で、ふるさと留学振興費というのがあります。これにも関わる問題になってくるのではないかと思います。そういう時に、町長部局と教育長部局でバラバラに考えるよりも、それを融合して、より有効的な活用方法、運用方法にもっていったほうが効率的に活用できるのではないかと思いまして、まずは教育長、22 ページから具体的な中身の説明をお願いいたします。

○議長（福地元一郎君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 御説明いたします。

有効活用、全体的な部分ではなくて、まずこの部分からお答えします。このふるさと留学振興費の高校、右側のほうです。その他の負担金として、高校魅力化全国募集合同説明負担金というものについての説明かと思います。

これにつきましては、現在、伊江村に与論高校の校長先生も伴いながら、基本的に2年活動しています。向こうの中学校は、高校がありませんので、そこから沖縄の高校に進むと、それで、もしよければ、与論の留学制度を利用していただいて、「沖縄の国公立大を目指す子どもたちの夢と一緒に与論高等学校でかなえませんか」というキャッチフレーズで2年間やっていますが、その他に昨年、久米島にも研修にまいりまして、久米島高校の園芸科が1学級なくなるということ、町を挙げて、島前高校を立て直したニューベリーという会社が基になり、ふるさと留学生を誘致しています。その方が、ある病院を寮にして募集を開始したということもありまして、私たちも、この与論へ来られる留学生の宣伝、啓発と東京のニューベリーの会社の力も活用して、啓発活動を行いたいということで、その募集に対する補助金として1人を派遣しています。その啓発料に入れたということです。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 今、教育長が言われる趣旨はわかります。私がお聞きしたいのは、これは今言っておられた伊江島の件と久米島で募集して、島外からの留学生を募集しているということでしょう。与論高校存続のために。そういうことを考えるのならば、そのために、このお金を使われるということは分かります。だから、私が言っているのは、せっかくだから言いましたのは、前教育長が、その資金が足りないのだと、資金がすごく不足しているから、その資金を増やすためにも、まず議会の皆さんもわかつていただいて、入りたい方は入っていただいて、その資金の確保がしたい。

ということを思ったときに、ふるさと納税制度の中身を、ふるさと納税寄附をされた方にわかりやすく、例えば、こういう留学制度とかに使いますよとか。そういう方向にもっていく方法は、ないのだろうかということをお聞きしているのです。

例えば、本園秀幸君が言うには、与論町長も議長も教育長も、たまには東京与論会、鹿児島与論会、大阪与論会に行かれるのだから、その与論会の中で、この趣旨を説明して、ふるさと納税に関する御理解をいただいたらどうですかという、本園君の話もあるのです。その話を聞きましたら、なるほど、そういう制度があるのだから、ふるさと納税という寄附金制度があるのだから、それを有効的に活用して、与論高校の存続のためにも、そのお金を使って、そうすればもっと増えるのではないか。あるいはまた、与論会の方々の孫とか、ひ孫を与論高校に送り込むと、そういうことも可能性としてはあるのではないかと。そういう目的もって主張さ

れたほうがいいのではないかという、本園君の意見があったのです。なるほどと私は思いました。

だから、そういうことを思うときに、今、教育長が説明されたこの件とか、ふるさと納税とか、ふるさと創生資金とか、そういうものを充てることはできないだろうかということを私はお聞きしたいのです。町長、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） もちろんおっしゃるとおり、先ほど町岡教育長が言われたのは、各地区にあります与論会に行くときには、この話は必ずします。そして、ふるさと納税をお願いするということで、チラシを配ったりしていますが、そこで自分の孫を帰したいという話もあり、また後で話を煮詰めていくとどうもできなかつたということも何度もございまして、そういうことも今後ぜひ、おっしゃるように続けていかなければならないことだと考えています。

それとまた同じように進めながら、与論の魅力を発信して、全国から留学生を集めしていくという、その道を模索していく必要があるのではないかということです。そういうことで、ふるさと納税から、こういう活動に費用を分けていくべきではないかという趣旨もあるかと思いますので、そういう方向で考えていきたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） あと1点、今度は19ページの商工観光について、お聞きしたいと思います。これは詳しく説明してもらいたいのですが、19ページの商工観光振興費のにぎわい回廊遊歩道整備用地費の説明と、その下にある与論町観光リバーバル推進事業費、この2点について、詳しく説明していただけませんか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。まず最初に、にぎわい回廊遊歩道整備事業の用地購入につきましては、先般議会の皆様の御協力をいただきまして、ビドウの公園整備を進めているところですが、今年度から3カ年にかけて新たにビドウの整備をいたします。その中に、まだ個人の用地が3筆ございまして、その件につきましても地権者の方々の御理解をいただきましたので、今回用地購入をして事業を実施したいと考えています。

次に、もう1点、与論町PRテレビ番組誘致業務委託料でございますが、これにつきましては、今年度4社を予定をしていまして、関西テレビ、沖縄テレビ、それから鹿児島テレビ、東京MXテレビに与論島のエメラルドグリーンの海、それから自然、そういうものを含めた誘客誘致を図るための宣伝、PR事業です。以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） まず第1点からお聞きしてみたいと思います。もう一度中身を深めていきたいと思います。どうですか、何年度に整備は終わりそうですか。向こうはどうしても、すばらしい整備をしないといけないのではないか。というのは、新清掃センターができた、最終処分場もできた、あそこは本当にすばらしい公園に整備して、きれいな雰囲気で徹底した環境整備をしないといけないと思っているのです。私は、特にそう思います。

どうですか、いつ頃までに終わりそうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） お答えいたします。これにつきましては、先般も議会の方々から、たくさん御意見をいただきました。

その中で、環境機能軽減に考慮した資源循環型施設の利用。そして、見学を通しての町民の環境問題に対する意識の高揚の場にするため、この一帯を周辺の景観、環境に最大限考慮した公園として整備するように県にも議会の方々のお力添えをお願いをしてございます。

これらの事業につきましては、私ども県に寄れる機会がございましたので、お尋ねしましたところ、実施計画がほぼ決定になりまして、もうやがて事業を実施するということでございました。しかしながら、今は県の予算も少なくて、単年度ではどうしてもできないという厳しい御意見をいただきました。しかし、議会からもいろいろ陳情が出まして、私どもも一番観光地として期待している風光明媚な場所でございますので、また要望内容の趣旨に従った形で整備をしていただきたいということも申し上げました。

また、担当課である商工観光課、そして教育委員会、環境課で看板設置についても、お互いのいろいろな認識の疎通を図りながら、どういう看板がいいのかということも含めて、子どもたちや観光客に対しても、全ての方々に教育面としての位置づけを持ちながら、いろいろ検討しながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 課長、我々が県の職員と意見交換会をしますと、非常に県の職員も燃えていますから、やる気十分です。だから、事業費が少ないというのは分かります。ですけれども、これはこれからもっと皆さんの担当課の、特に山下課長の力が試される時期に入っているのではないかと思っています。私は、本当に期待している、あなた方に。

これは県としても、全額丸がかえで、県費で魅力ある観光地づくりという事業でやろうとしているのだから、やってあげようとしているのだから、全力を挙げてやっていただきたい。

というのは、あの辺の環境を整備することによって、我々の観光が上がるか下がるかの崖つ縁にかかっているのです。というのは、玄関、飛行場、港、あるいは地域の方々の御協力、そういう方々の御協力のおかげさまで成り立っている事業でありますから、これは本当に力を入れて、すばらしい観光のメインの場所にしていただきたいということをお願いしたいと思います。

次にいきますが、次の宣伝費、テレビで課長が一生懸命やっておられて、大馬君あたりが一生懸命やって、確かに与論島の観光は伸びています。これは皆さんの努力の結果です。これに対しては、私は褒めてあげたい。褒めてあげたいのだけれども、そこで私が質問したいのは、この財源内訳が一般財源が1000万円でしょう。そして、国県補助金が1000万円ですよね。こうなってきた場合には、それだけの負担を我々はするわけあって、だから、この宣伝効果を上げるためにには、皆さんが本当にテレビ局に対して力強い協力をしていただけるようなことをしないといけないのが1つ。

もう1点は、お客様が来た、来たけれども、何もない、魅力ある観光地じゃないと、がっかりする場合もあるのです。宣伝をしすぎて逆効果になることもあるのです。実際に来てみてがっかりして、もう二度と与論島に来ないと、こういうこともありますから、観光関連業者に対する徹底した指導は、商工観光課を中心にやっていただきたい。もちろん私も観光に携わっている人間ですから、私も頑張りますが、行政がふんどしを締めていかないと、この予算効果は出ないと私は思っています。

だから最後に、もう1回あなたの決意を聞いてみたいと思いますが、どうですか。

○議長（福地元一郎君） 山下商工観光課長。

○商工観光課長（山下哲博君） ありがとうございます。先般観光協会の総会の中でも、このような話をいたしました。地元の観光業者、特に宿泊業者の方々の日々の努力がなかつたら、この観光は成り立たないと。じゃあ観光協会の中の宿泊部門のあなた方は、ただ受け入れるだけの体制では駄目ですと、やはり自分たちから、月1回はどこの地区が汚れている、どこの地区は我々では対応できないということを考えながら、月に一度ぐらいは皆さんの力添えで掃除とか、いろいろやったほうがいいのではないかということで提案をいたしました。

日にちを設定できなければ、朝の6時半から30分ぐらい、その中には観光客として、お見えになっている方々も、一つの協力体制を求めてもいいのではないかということで、そういう形で月1回とか、できなければ、それに従って皆さんで決定していただいて、できる限り活動をもっとやってほしいと、他の団体の方々は一生懸命頑張っているのに、これではいけないのではないかということで、総会でも申

し上げたつもりですので、また観光協会とも密にしながらできる限り町内の美化についても含めて頑張ってまいりたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 8番。

○8番（野口靖夫君） 私は、自分のことを褒めて言うのではないのですが、私は月に1回浜の掃除もしています。この間、空港の掃除がありましたね、自分から進んでやっています。私のことを言つたらいいけないですが。本當です。我々は観光関連のこともやっているということを、あなたは理解しないといけないということを申し上げているのです。

そこに私が、あなたに申し上げたいことは、担当課長として、そういうところでバシッと言つていただきたいということを申し上げているのです。厳しく言ってください。今のような感じでですよ。

そうしないと、自分は金勘定ばかりして、お客様を連れてこいといって、駄目でしょう、そんなのは。そういうことは通用しない。

だから、我々も頑張るから、あなたはあなたの立場で、きちんと指導していただきたいということを申し上げているのです。そうしないと、これはうまくいきませんよ。我々観光関連業者がするのだから、そういうことは。

植栽も、あなたが陣頭指揮を取つて、どこに木を植える、どこの掃除をすると、指示さえすれば、我々がやるから、そういうことは心配しなくていい、だから自信を持ってやつていただきたいということを申し上げているのです。

以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

2番。

○2番（沖野一雄君） 少し細かいところを確認、2点だけなのですが、12ページの総務管理費の目の14、企業誘致推進費の中の立地企業浄化槽の蒸発散設備工事費が1044万3000円ありますが、これは具体的には、どんな内容ですか。また、財源が特定財源のその他で1242万8000円とありますが、勉強不足で財源が何を充てているのか、よく分かりませんが、説明をお願いします。それが1点目。

○議長（福地元一郎君） 総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。今般、日本マルコさんから、ホロホロ鳥の商品化に向けて解体する施設に対する町の支援ができないということがありました。町としては、県と町、それから事業者と協定を結んで、その協定が結ばれた後に支援をということで、今般は浄化槽の施設はマルコさんがつくるのですが、それから出していく排水の処理、向こうは排水路がない関係で、蒸発散の施設を支援していただきたいという内容です。

それから、その施設を建てる場所なのですが、ロボテックの北方になりますが、そちらを賃借、土地を貸して建物を建てるという内容です。その岩盤が結構ありますので、それを整地するということで整地費、それから蒸発散の設計と、工事費が、ここの14の内容です。

それから、その他1242万8000円ということで、特定財源が使われていますが、これについては、町村振興宝くじ交付金というのが2000万少しあります。この市町村振興宝くじ交付金については、目的がはっきりしていまして、特に雇用創出の目的に使途されるということで、今回特に目玉となっている企業誘致に関して一部を財源に充てたところです。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） 今、説明をお聞きしまして、非常によく理解できました。ぜひ企業誘致、マルコさんとの関係を深めていただきたい、ぜひ頑張っていただきたいと思います。一時期は、ホロホロ鳥については、少し心配されるようなうわさも聞こえましたが、そのような形で、しっかり協定を結んで頑張っていただければと思います。

ついでに、マルコさんとの関係で、協定が結ばれているというお話ですが、余談になるかもしれません、一時期、商品化に向けてのホロホロ鳥のと殺、と鶏場の施設のことも、この協定の中に含まれているのかどうか確認させてください。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えします。その施設が、マルコさんが借りた土地につくって、それはマルコさんの資本でつくるのですが、その近くに蒸発散方式、それは排水路がないということで、そこを支援してほしいということで、と鶏場といいますか、解体する施設については、これには入っていません。予算はですね。以上です。

○議長（福地元一郎君） 2番。

○2番（沖野一雄君） はい、分かりました。ぜひ良い方向で頑張っていただきたいと思います。

あと1点、細かいのですが、20ページの消防費、町単で小さな工事ですが、Jアラートの移設工事、それからJアラート関係の電源改修工事、金額はそんなに大したことではないのですが、おそらく仮庁舎に移転しましたし、今後新しい庁舎ができたら、Jアラートの施設も当然つらなくてはいけないし、少し感じるのは、国・県の支援というか、国・県の補助というか、そういったのもあってしかるべきかなと思うのですが、そのあたり財源調達は努力をされなかつたのか。それは移設に関してだから、それは全くないという話なのか。そのあたりの財源調達の方法につ

いて、新しい庁舎をつくる場合も当然出でますが、どういった内容だったのか、説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君）　沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君）　お答えいたします。旧庁舎に、そういった設備があるのですが、今回は役場の都合といいますか、仮庁舎に移転したので、国・県の支援というのではありません。ということで、今ある仮庁舎に向けての移設工事。まだ旧庁舎に設置してありますが、将来解体していきますので、そちらも自主財源になりますが、移動したいということで、今回計上をしてあります。以上です。

○議長（福地元一郎君）　2番。

○2番（沖野一雄君）　一応理解はできますが、今後、このJアラートというのは、国の義務ですよね、国民を守るための義務で、例えば、ミサイルが飛んできたときに、いち早く国民に知らせなくてはいけないという国の義務になっていて。国民保護法に基づいてですね。ですから、少しでもそれは、町の事情で仮庁舎移転ということになって、これもそういうことになりましたが、少しでも国・県から、そういったのが引き出せるのであれば、いや、引き出して、ある程度できる道もなきにしもあらずというところで、国が国民を守るべき政策の1つですので、今後も働きかけていただきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君）　9番。

○9番（林 隆壽君）　12ページの新庁舎整備事業に関連して質問をしておきたいと思います。

今、議会においては跡地利用の検討特別委員会を立ち上げて、今取り組んでいるところですが、執行部の委員会立ち上げと、今後の活動プロセスについて、御説明いただきたいと思います。

○議長（福地元一郎君）　久留副町長。

○副町長（久留満博君）　おかげさまで仮庁舎につきましては、5月初旬に移転が終わっています。それから、約1ヶ月少し経っているのですが、ほぼ全て、それぞれの事務所で機能するように、今移転を終わったところです。

旧庁舎の跡地利用につきましては、前の議会でもございましたが、今年度中には何とか跡地利用の委員会も立ち上げたい。10月初旬からは診療所の跡地も整備していきますので、整い次第跡地利用についても話をまとめていければと思っています。

○議長（福地元一郎君）　9番。

○9番（林 隆壽君）　今年度中に立ち上げて活動するということですね。議会で先にやってはいますが、私どもも自分達独自で突っ走ろうということではなく、やはり

執行部の方々と歩調を合わせながら、これからまた町民の声も聴取することも必要でしょうし、いろいろそういう形で、私どももそれにあわせた形で急ではなくて、緩やかにいきたいなど考えています。

それから、関連質問ですが、実は先日新聞の見だしに、「東京奄美会ヒアリング」という見だしで記事が載っていたのですが、1週間前ですか。それに奄美群島振興開発総合調査の出身者ヒアリングというのがありますと、その中で多くの出身者が「島のために何かをしたいと思っている。島からの発信がなかなかないので、試行錯誤している」という記事がございました。それともう1つ、航空航路運賃軽減については、評価する声があったが、一方では、「沖永良部や与論の出身者は、奄振の恩恵を受けて安くなったという認識が薄い」という記事が載っていたものですから、私は驚きまして、何でだろうと思って、今、皆様方の対応というのは、どういうふうにされているのかなと思ってお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今年は奄振の延長に向けてのいろいろな調査を行っています。本町においても、町民のアンケート調査をこれから実施する予定で、調査票がきているところです。これは県の離島振興課が主体となってやっているところですが、本町から東京在住の出身者とかに、そういったことはやっていないのですが、県でやっているのではないかと思っています。

それから、航空航路軽減事業についてなのですが、確かにPR不足もあるのかなとは思います。それに加えて、安くなる区間とか座席、座席が全てそういうわけではなくて、前割とかいろいろな設定がありますので、その辺も、なかなか取れない部分もあつたりして、その辺の実情は、よく私も分からぬのですが、周知、PR不足もあるのかなとは感じています。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 私どもは、皆様方の活動については、大変よくやっていらっしゃると評価をしています。ただ、新聞紙上で、こういう記事が載ると、地元は何もやっていないという誤解を受けたりするそうです。そういうことがありますので、こういうことに対する対応としては、民間の対応をしたり、あるいは皆様方には熱意のある対応をこれからも心がけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それから、農地流動化について、一般質問がございましたが、私のほうも農地流動化について、少しお聞きしたいと思いますが、18ページの耕地関連事業に関連した質問ですが、国では持ち主不明の農地集積についてということで、来年通常国会への農地法改正案を出そうということで、記事が載っていました。これは、どういうことかというと、持ち主がはっきりしない農地を担い手農家への集積、促進の

ため、必要な相続人の同意数を減らすといった条件緩和の農地法改正案を来年通常国会へ提出すると報道されていますが、これは与論町では、おそらく10町歩ほど持ち主不明の遊休地があると以前聞いているのですが、そのことについて、来年、もしこういう農地法改正案が出されたときに、与論町は、これに対して遊休地の対応、そういうものができるかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（福地元一郎君） 野口農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（野口芳徳君） 私も勉強不足で完全には答えられないと思いますが、分かる範囲で御説明をいたします。

平成28年4月1日に農業委員会法に基づく農業委員会制度が改正されています。そして今、4月20日から農地利用最適化推進委員というものを新設することになっています。なぜかと申しますと、農業委員会制度の概要なのですが、まず1点目に農地等の利用の最適化の推進が重点業務として位置づけられています。その最適化の推進と申しますと、まず1点目、担い手の農地集積。そして、2番目に耕作放棄地の発生防止解消。それから、3番目に新規参入の促進ということになっています。この2番目の耕作放棄地の発生防止解消、こういったものを今後農業委員会として、重点的に進めていきたいと考えています。

例えば、今議員がおっしゃられた規模等については、まだ把握していませんので、これから制度等、そういう情報を得ながら与論町の農政推進に向かって頑張っていきたいと考えています。以上です。

○議長（福地元一郎君） 9番。

○9番（林 隆壽君） 今回の議会で農業委員会の指名がございます。農地法、農業法が変わるので、これを機に、今まで与論町にたくさんの放棄地、手の付けられない放棄地というのがあったので、それは手が付けられないのではなく、なかなか付けにくいというのもあろうかと思います。しかし、この前のサトウキビの会でも、面積は小さいながらでも、サトウキビを一生懸命つくっている。しかし、若い人たちや集積ができない、流動化ができない、そういう問題がたくさんある中で、やはり少しでも、こういう光明が見えるような情報があったら、それに取り組んで少しでも固い岩盤が少しでも割れるような、そういう施策が必要ではないかと思います。

町長、ひと言お願いします。

○議長（福地元一郎君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。全くそのとおりでございます。

国のほうでも、放棄地があったりということで、若者を定着させたい、また農業を盛んにしたいという、そういう方策で、こういう農業法が改正されていると思いますので、それに対して我々も情報を把握しながら、利用できるものは利用し、ま

た指導していただけるものは、指導していただいて頑張っていきたいと思います。

○9番（林 隆壽君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 私からは4点だけ、説明をお願いしたいと思います。

まず1点目に13ページの海区漁業調整委員会委員の選挙ということですが、これは、今年は選挙の年であるのか、あるいは新しくこれを設定していただいたのか、そのところを説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この海区漁業調整委員会委員選挙につきましては、本年度が改選ということではなくて、補欠が生じたということでの、表記方法を補欠選挙と表記すれば分かりやすかったのですが、補欠選挙です。7月3日告示で、7月12日選挙、現段階ではそういうふうになっています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） その委員会の委員は、どのような仕事をされるか、お聞きしたいのですが。

○議長（福地元一郎君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私も具体的に、どういった業務なのか、私たちにも分からぬところでやっている関係上、広域的にいろいろな取り決めだったりというのがあるかと思いますが、それはまた後で資料を提出したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 産業振興課長にお聞きします。

○議長（福地元一郎君） 町島産業振興課長。

○産業振興課長（町島実和君） すみません、はつきりとしたことは言えませんが、後ほど資料を提出したいと思います。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） ぜひ後もってお願いしたいと思います。

それから、24ページのB&G与論海洋センターの内容ですが、これはSUPアドベンチャー in ヨロン島大会とあります。この内容説明をお願いします。

○議長（福地元一郎君） 大馬主幹兼係長。

○教育委員会生涯学習課主幹兼係長（大馬福德君） これはB&Gが主催する大会で、SUP（サップ）というのは、スタンドアップパドルボード、サーフボードみたいなものに立って乗ってオールで漕ぐ大会ですが、昨年、長島町からですか、インストラクターの方をお招きして、いろいろ講習を行っています。その大会を今回与論

で開催したいということで、B & Gからの予算要求、提案がありました。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） これは島内だけはなくて、島外からあらゆる団体を募集してやるのですね。

○議長（福地元一郎君） 大馬主幹兼係長。

○教育委員会生涯学習課主幹兼係長（大馬福德君） 島内を中心として、島外からも募集をかける予定です。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） こういうことは、やはり島外からもぜひPRして集めて大会を盛り上げていただきたいと思います。

それから、25ページのスポーツアイランド形成支援事業、これもキャンプ・合宿誘致という活動なのですが、これは小学生、中学生の旅行者を対象にしているのか、一般対象なのか。その事業内容の説明を願います。

○議長（福地元一郎君） 大馬主幹兼係長。

○教育委員会生涯学習課主幹兼係長（大馬福德君） この予算につきましては、現在整備を進めています与論町多目的運動広場の整備完成予定が来年の1月末を予定して準備を進めています。2月に、こけら落としイベント関係も含めて、キャンプ誘致、合宿誘致の活動を行っていく予定です。その中で、今話をさせていただいているのが、東京の日テレ・ベレーザという女性のサッカーチーム、日本テレビに所属する団体です。団体で30人ほどが来島し、こけら落としのレセプションを含めて試合、イベント等を考えています。

そのほか、奄美、沖縄、南西諸島の島々から小・中・高生、少年スポーツの団体を誘致するための補助金という形で考えています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） 聞き取りにくいところもあったのですが、これはサッカー場でのイベントといいますか、新しいサッカー場での活動ということになりますよね。

○議長（福地元一郎君） 大馬主幹兼係長。

○教育委員会生涯学習課主幹兼係長（大馬福德君）

○議長（福地元一郎君） つくりがサッカーグラウンド仕様になっていますので、サッカーが主体となります。ポロとか、ああいう人工芝で野外の他の8人制ラグビーであるとか、そういうスポーツの合宿、キャンプにも使えますので、サッカーだけに限らず野外で自主トレを行うスポーツ、陸上も含めて、そういったような合宿誘致も進めていきたいと思っています。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） サッカー場はつくったけれども、どのような活用をするかという観点から、積極的に誘致をしていただきて、頑張っていただきたいと思います。以上です。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 15ページ、3月議会で与論こども園、茶花こども園、那間こども園について、人手不足、職員不足だという話でしたが、今回茶花こども園で460万円の補正が茶花だけ、与論こども園は126万円、那間こども園は52万円、この差は、茶花こども園では職員が雇えたということなのでしょうか。

○議長（福地元一郎君） 茶花こども園長。

○茶花こども園長（阿多とみ子君） お答えいたします。おかげさまで1人新規採用されたものですから、その分が当初予算には計上されていなかったので、その不足分を計上してあります。

○議長（福地元一郎君） 1番。

○1番（遠山勝也君） 以上です。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第32号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成29年度与論町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第33号 平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算

(第1号)

○議長（福地元一郎君）　日程第8、議案第33号「平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○議長（福地元一郎君）　町長。

○町長（山元宗君）　議案第33号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

補正予算規模は、歳入歳出それぞれ80万2000円増額し、歳入歳出予算の総額は、それぞれ3236万9000円となります。

歳入増額の主要な要因は、人事異動に伴う人件費の増額によるものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第33号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成29年度与論町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第34号 平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（福地元一郎君） 日程第9、議案第34号「平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山元宗君） 議案第34号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入で国庫支出金28万1000円、県支出金4万5000円をそれぞれ増額計上しています。

歳出では、保健事業費32万6000円を増額計上しています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第34号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成29年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

## 日程第10 議案第35号 茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）に係る 工事請負変更契約の締結について

○議長（福地元一郎君）　日程第10、議案第35号「茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事請負変更契約の締結について」を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（山元宗君）　議案第35号、茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事請負変更契約の締結について、提案理由を申し上げます。

茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）について、工事請負業者、川畠建設株式会社代表取締役、川畠進愛と工事請負変更契約を締結したいので、与論町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君）　提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　討論なしと認めます。

これから、議案第35号、茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、茶花漁港水產生産基盤整備工事（28-1工区）に係る工事請負変更契約の締結については、可決されました。

-----○-----

### 日程第11 認定第1号 町道路線の認定について

○議長（福地元一郎君） 日程第11、認定第1号「町道路線の認定について」を議題とします。

本件について、提案理由を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 認定第1号、町道路線の認定について、提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業により整備された道路ですが、今回道路台帳を整備し、道路法第8条第2項により、町道路線として認定を求めるものです。

御審議され、認定していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから、認定第1号、町道路線の認定について採決します。

お諮りします。本件は、認定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、町道路線の認定については、認定されました。

-----○-----

### 日程第12 同意第1号 農業委員会委員の任命について

日程第13 同意第2号 農業委員会委員の任命について  
日程第14 同意第3号 農業委員会委員の任命について  
日程第15 同意第4号 農業委員会委員の任命について  
日程第16 同意第5号 農業委員会委員の任命について  
日程第17 同意第6号 農業委員会委員の任命について  
日程第18 同意第7号 農業委員会委員の任命について  
日程第19 同意第8号 農業委員会委員の任命について  
日程第20 同意第9号 農業委員会委員の任命について

○議長（福地元一郎君） 日程第12、同意第1号から日程第20、同意第9号までの「農業委員会委員の任命について」同意を求める件は、一括議題とします。  
本件について、提出者の説明を求めます。  
町長。

○町長（山 元宗君） 同意第1号から第9号まで一括して説明を申し上げます。  
与論町農業委員会委員の任命の同意について、提案理由を申し上げます。  
与論町農業委員会の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。  
つきましては、山本池富氏を引き続き農業委員に任命していただきたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。  
続きまして、同意第2号、同じく与論町農業委員会の任命についてです。  
与論町農業委員会の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。  
つきましては、原田新一郎氏を引き続き農業委員に任命していただきたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。  
続きまして、同意第3号、同じく農業委員会の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。  
つきましては、白石茂一氏を引き続き農業委員に任命いたしく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。  
同意第4号、同じく農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。  
つきましては、内野豊信氏を引き続き農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。  
同意第5号、同じく与論町農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。  
つきましては、白尾憲雄氏を新しく農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。  
同意第6号、同じく与論町農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任

期満了となります。

つきましては、保 喜久男氏を新しく農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同意第7号、与論町農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。

つきましては、長尾さとみ氏を新しく農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同意第8号、与論町農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。

つきましては、遠山和歌子氏を新しく農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

同意第9号、与論町農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日で任期満了となります。

つきましては、山下みどり氏を新しく農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上をもちまして、私からの提案理由の説明を終わります。

御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（福地元一郎君） 提出者の説明を終わります。

これから、同意第1号から同意第9号までの質疑を行います。

質疑はりませんか。

4番。

○4番（林 敏治君） 任命された9名は、認定農業者であるかないかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（福地元一郎君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今回、任命をいたしました9名の中で5名が該当します。

○議長（福地元一郎君） 4番。

○4番（林 敏治君） これは、できれば本当は、認定農業者から任命していただきたかったなという意見でございます。以上です。

○議長（福地元一郎君） ほかに質疑はございませんか。

久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今回の改正によりまして、認定農業者の中から過半数、要するに、今回9名を認定してございますので、過半数ということは5名ということになります。女性の登用ということで、できるだけ3分の1という数字が出まして、そうしますと9名のうちの3分の1ですので3名ということで、お願いをしてござ

いますので、よろしくお願ひします。

○4番（林 敏治君） 分かりました。以上です。

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号から同意第9号までは、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号から同意第9号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第1号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第2号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第2号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第3号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第3号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第4号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第4号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第5号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第5号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第6号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第6号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第7号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第7号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第8号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第8号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、

同意することに決定しました。

○議長（福地元一郎君） これから同意第9号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件を採決します。この採決は、起立によって行います。  
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福地元一郎君） 起立多数です。

したがって、同意第9号、農業委員会委員の任命について、同意を求める件は、同意することに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

次は、6月23日、本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時30分に繰り下げるに開くことにします。定刻まで御参集願います。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後3時21分

# 平成 29 年第 2 回与論町議会定例会

第 2 日

平成 29 年 6 月 23 日

平成29年第2回与論町議会定例会会議録  
平成29年6月23日（金曜日）午後3時28分開議

1 議事日程（第2号）

開議の宣告

第1 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
第2 陳情第 1号 町道兼母3号線の舗装整備について（環境経済建設常任委員長報告）  
第3 陳情第 2号 南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備について  
第4 陳情第 3号 南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について  
第5 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）  
第6 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）  
第7 議員派遣の件  
第8 閉会中の継続調査について  
総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会

2 出席議員（10人）

1番 遠山 勝也 君	2番 沖野 一雄 君
3番 川村 武俊 君	4番 林 敏治 君
5番 高田 豊繁 君	6番 町俊策 君
7番 大田 英勝 君	8番 野口 靖夫 君
9番 林 隆壽 君	10番 福地 元一郎 君

3 欠席議員（0人） 欠員（0人）

4 地方自治法第121条による出席者（18人）

町長 山元宗君	副町長 久留満博君
教育長 町岡光弘君	総務企画課長補佐 朝岡芳正君
会計管理者兼会計課長 武東真奈美君	税務課長 徳田康悦君
町民福祉課長 田畠文成君	環境課長 田畠博徳君
農業委員会事務局主事補 山野貴之君	産業振興課長 町島実和君
商工観光課長 山下哲博君	建設課長 大角周治君
教育委員会事務局長 田畠豊範君	教育委員会生涯学習課主幹兼係長 大馬福徳君

水道課長 竹田 平一郎 君 与論こども園長 富千加代 君  
茶花こども園長 阿多 とみ子 君 那間こども園長 池畠 あけみ 君

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局長 川上嘉久君 書記 喜村一隆君

開議 午後3時28分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 議案第36号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（福地元一郎君） 日程第1、議案第36号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） それでは、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

この改正は、人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部改正に伴い、本町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するために行うものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（福地元一郎君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第2 陳情第1号 町道兼母3号線の舗装整備について**

**日程第3 陳情第2号 南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備について**

**日程第4 陳情第3号 南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について**

○議長（福地元一郎君）　日程第2、陳情第1号「町道兼母3号線の舗装整備について」から、日程第4、陳情第3号「南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について」までの3件を一括議題とします。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○環境経済建設常任委員長（野口靖夫君）　ただいま議題となり、当委員会に付託されました陳情第1号、町道兼母3号線の舗装整備、陳情第2号、南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備、陳情第3号、南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について、審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月19日（月）午後3時30分から全委員出席のもと開催し、執行部から建設課長と産業振興課長に参与を求めて、現地調査を行った後、防災センター1階会議室で審査いたしました。

本3路線は、平成5年度から平成14年度に基盤整備事業南兼母地区によって整備されていますが、地域の営農面、生活路線として利活用されていますが、路盤が弱いことや、降雨後の大型車両等の運行による轍（わだち）や路面水溜り状況があり、一般交通に不便を来たしていること等から、道路の円滑な通行や機能維持保全のため、舗装整備の必要性が認められると判断し、採決の結果、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました陳情の審査の経過と結果についての御報告を終わります。

○議長（福地元一郎君）　環境経済建設常任委員長の報告を終わります。

環境経済建設常任委員長に対する質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君）　質疑なしと認めます。

これで環境経済建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、陳情第1号、町道兼母3号線の舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第1号、町道兼母3号線の舗装整備について採決します。

この陳情に対する委員長報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、町道兼母3号線の舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第2号、南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第2号、南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、南兼母地区1号農道（仮称）の舗装整備については、採択することに決定しました。

次に、陳情第3号、南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、陳情第3号、南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りします。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号、南兼母地区2号農道（仮称）の舗装整備については、

採択することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第5 所管事務調査報告（総務厚生文教常任委員会）

○議長（福地元一郎君）　日程第5、所管事務調査報告を行います。

総務厚生文教常任委員長の報告を求めます。

5番。

○総務厚生文教常任委員長（高田豊繁君）　総務厚生文教常任委員会の所管事務調査について、御報告申し上げます。

平成29年5月9日、錦江町において、ふるさと納税の取り組みとまち・ひと・「MIRAI」創生協議会の取り組みについて、調査いたしました。

錦江町役場では、楠元町長や水口議長から歓迎の挨拶をいただき、福地議長から訪問や調査事項に関すること、与論町と錦江町間の相互人事交流に関する成果と感謝の挨拶を行った後、宮下副町長ほか、関係職員から説明を受けました。

始めに、ふるさと納税の取り組みについて申し上げます。

錦江町は、平成27年6月に大阪の株式会社サイネックスと県内で初となる一括業務代行による協定を締結し、サイネックスが運営するふるさと納税ポータルサイトの「わが街ふるさと納税」に錦江町の公式ページを開設した後、平成28年にトラストバンクが運営するふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」に公式ページを開設したことです。

一括業務代行の手数料は、寄附額の15%で寄附がなければ手数料は発生しないとのことです。寄附額は26年度は65万5000円、27年度は909万5390円、28年度は5536万7001円であり、「ふるさとチョイス」の利用シェアが85%と高く、件数、寄附額とも大幅に増加したことです。

返礼品の主なものとしては、マンゴー、カンパチ、ヒラマサ、うなぎ、黒豚、牛肉です。また、返礼品とは別に寄附をいただいた方の中から抽選で12人に地元ブランドの焼酎である「魔王」を蔵元から特別に協賛していただき、贈呈しているとのことです。

寄附金の活用状況としては、教育事業として、保育園・幼稚園の保護者負担額の助成。福祉事業として、老人送迎事業、デイサービス事業、タクシーチケットの助成。

観光事業として、花瀬公園駐車場の整備を行ったとのことです。

事業による効果としては、地域経済の活性化につながったことと、魅力ある特産品を全国の多くの方々に知っていただいたことではないかとのことでした。

次に、まち・ひと・「MIRAI」創生協議会の取り組みについて申し上げま

す。

まち・ひと・「M I R A I」創生協議会は、地方創生推進本部の執行組織として位置づけられています。全国から公募した地方創生事業担当の契約職員4人が3年契約で国内外で磨いたノウハウを生かし、鋭意に地域活性化対策、移住者誘致、空き家流通促進対策、集落多機能化、高齢化S O H Oの推進、過疎地型実証実験、ふるさと納税商品開発、販売促進対策等に取り組み、逐次効果が発揮され、人口減少に歯止めがかかっているとのことです。

具体的な活動内容は、「既定の総合戦略ビジョンの改定」、「空き家バンクの創設」、「未来創造・創造コンテストの実施」、「百人委員会の設置」、「町民、議員、職員による合同研修」、「自治説明会の開催」、「サテライトオフィスモデル事業」、「各産官学と連携による未来づくり講演会」、「移住フェア」、錦江町議会による「あなたの移住応援します隊」等を実施し、町民総ぐるみによる地方創生が行われているとのことでした。

その後、盤山地区で田代茶業の歴史等の説明を受け、盤山公民館を訪問し、与論出身者をはじめ、盤山地域の方々との交流会に出席し、艱難辛苦の過去の経験の話や盤山地域の過疎化、後継者不足等、今後の見通し、本町との一層の親交深化の必要性等について、懇談しました。

夕方は、田代保健福祉センターにおいて、町の幹部職員、町議会、盤山地区の方々、牧原さん家族、ヨロンマラソン出場者等との交流会に出席し、今後一層の両町の親交発展や、ヨロンマラソンでの再会の約束・お願い等も行い、大変有意義な交流会ができ、錦江町の皆様方に深く感謝申し上げたいと思います。

最後に、昨年訪問いたしました大崎町や、今回の錦江町の事例を見るにつけ、財源確保のための積極的な取り組み、町全体で地方創生の強力な推進を図るという姿勢に感服いたしまして、本町のより一層の奮起、努力の必要性を実感いたしました。

以上で、総務厚生文教常任委員会の所管事務調査の報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） 暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午後3時45分

再開 午後3時47分

-----○-----

○議長（福地元一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

## 日程第6 所管事務調査報告（環境経済建設常任委員会）

○議長（福地元一郎君）　日程第6、所管事務調査報告を行います。

環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

8番。

○環境経済建設常任委員長（野口靖夫君）　それでは、環境経済建設常任委員会の所管事務調査について御報告申し上げます。

平成29年1月30日、福岡県糸島市において、JA糸島産直市場「伊都菜彩」個人漁家出資による漁師直営「おさかな天国」、志摩町観光協会と糸島漁業協同組合出資による物産直売所「株式会社JA糸島志摩の四季」の産地直売経営の取り組みについて調査しました。

まず、調査に至った経緯について申し上げます。

本町は、平成29年度からDMO関連事業の一環として、「海の駅」施設の建設を計画予定であります。この施設の概要は、①観光案内所、一帯の観光関連施設の管理事務所、②特産品、加工品、お土産等の販売所、③喫茶食堂、農水産産地直売所等を兼ねた複合施設であります。そこで、本町の観光客の推移、今後の観光振興策、魅力ある観光地づくり等を議論していく中で、この問題が議題となり、平成28年10月20日の委員会を初回として議論してまいりました。

この施設が建設された場合、①管理運営の主体と過去の実態、②立地条件の適正度、③採算性の有無、④生産者との連携、整合性、⑤農協、漁協、商工会等との意見調整等について、執行部から担当者の参与を求め、7回の委員会を開催し検討してまいりました。

町民感情は、議会報告会や、あらゆる会合等において、近年全ての施設建設に当たっては、懐疑的であります。また、当委員会においても積極的に推進すべきとの意見はなく、冷静に判断すべきとの意見が大半であります。委員の中から議会として責任ある判断をするためにも、この機会にDMOや直売所について調査検討することは、本町の観光産業の振興発展に必要であり重要であるとの意見があり、意見調整の結果、調査することに全会一致で決定し実施しました。

平成19年4月オープンしたJA糸島産直市場「伊都菜彩」について申し上げますが、糸島市は人口10万263人、世帯数4万293世帯、福岡県の北西部に位置し、北側は玄界灘に面した糸島半島を中心に海岸線が広がり、田園地帯の中に東西を結ぶJR筑肥線と国道202号線が走り、その中心に市街地が形成されています。150万都市福岡市と隣接し、およそ30分の生活圏にあり、夏・冬とも温暖な気象条件から野菜、果実、花卉等の園芸作物の栽培に適しており、年間を通して多種多彩な農産物が生産されています。このような恵まれた条件のもとでJA糸島

産直市場「伊都菜彩」が運営されています。

調査結果について順次報告します。JA糸島産直市場「伊都菜彩」から申し上げます。

①施設準備（建設費の負担金、規模、駐車場、利用弱者対策、収支状況等）について申し上げます。建設費は公的資金を導入しておらず、JA糸島の自己資金のみであり、初期投資8億円、平成28年に2億円をかけてリニューアルしており、総額10億円の投資がなされている。建設面積は3513平米、敷地面積1万9333平米、駐車台数401台、利用弱者対策として、おむつ交換スペースや授乳室などが完備されており、ユニバーサルデザイン対応がなされております。収支状況については、28年度において年間132万人、平日で3,500人、土日は約1万人の来客数があるとのことです。平成24年は35億円の売上げがあったとのことです。

②運営、流通、販売（価格の決定、手数料等）について申し上げます。年始3日間の休業期間を除いて「年中無休」で営業し、販売方法は店頭直売を主にしながら、注文に応じた全国ギフト発送及び市内発送を行っている。販売品の搬入は組合員である農・漁業者自らが行い価格を決定している。運営体制は、正職員7人、専任職員3人、臨時職員6人、パート職員・アルバイトで合計92人であります。組織体制として、会員資格はJA糸島の組合員及びJF糸島の組合員であることとし、入会金2,000円、年会費1,000円であります。会員数は1,542人、直売所運営にかかる主な組織構成は、運営委員会、出荷者協議会本部・支部役員、商品監視委員会、イベント委員会、食育委員会等があります。会員である生産農家や漁業者、加工業者等の販売委託手数料は、農産物で15%、加工品で20%、運営費（農産物残留農薬検査、加工品生菌検査、出荷者協議会運営費等）として販売金額の0.3%を徴収しているとのことであります。

説明者の談話として、設立から約10年の節目を迎えて、順調に売上げは伸びてきたものの、近年、鈍化の兆しがあることから、今後の課題として、①消費者ニーズの変化に対応、②販売供給者である農家・漁業者の減少に伴い、後継者育成や若者に興味を持たせるため、体験学習を進めているとのことであります。

漁師直営「おさかな天国」について申し上げます。

漁師仲間数名で共同経営する鮮魚等の直売所であることが特徴であります。幹線道路沿いに位置するアクセスの良さに加え、地場産魚介類の新鮮さや値段の安さ、小店舗ならではのきめ細かなサービスが人気を呼んでいる様子がうかがえました。

物産直売所「JF糸島志摩の四季」について申し上げます。

平成10年12月、志摩町観光協会が物産直売所「志摩の四季」を設立したのが

始まりであるが、ニーズの高まりとともに、イオンスーパーセンター敷地内に移転拡張して、糸島漁協との共同運営が特徴であります。

調査結果を平成29年2月13日に次のとおり意見集約しました。

①農畜産物や海産物等の地場産品の販売対象者を地元民と観光客にしっかりと区分けし、特に土産用や贈答用については、相当の高品質化・差別化が必要であります。

事業導入に際して、最大の課題は、町民はもとより観光客に喜ばれる地場産品の安定的、継続的な提供が必要であり、現存の資源、あるいは新たな発掘資源をいかに磨き、高めて、魅力ある売り物として消費者（観光客）のニーズに応えるかであります。

②施設の初期投資に係る費用は、効果的な公共事業導入と応分の公費支出はやむを得ないが、施設の運営、経営に際しては可能な限り行政の関与を避ける民間主導が好ましいこと。完全民営型が理想的だが、それが無理なら「公設民営型」あるいは生産者の自主性が望ましいと思われます。

③施設規模や予算規模については、当初は「身の丈に合った規模」すなわち「小さくとも着実に儲けが見込める規模」で着実に実績を挙げながら経営ノウハウを高めていくことが重要と考えられます。

④施設の場所は、地場産業や観光業振興に相乗効果が期待される場所を選定したいものです。

なお、これらの中には課題解決のハードルが高いと思われるものもありますが、町で取り組みを始めたDMOの組織化と稼動及びその構成スタッフの意欲的な活躍によって、今後の振興発展に向けた明るい展望が開けることを期待したいものであります。

続いて、先ほど総務文教厚生委員長から御報告がございましたが、その件について、合同調査いたしましたので、申し上げておきたいと思います。

特に、私どもは、ごみ処理業務に関する全般的なこと。そして、産業振興の一環として運営されている「ふる里館」を調査し、本町との相違点や改善点、対策等について審査をいたしました。

まず、ごみ処理業務に関する件から御報告申し上げます。

1年間の総予算は、1億1946万4000円で、内訳は保健衛生総務費9044万5000円（肝付広域事業組合負担金）、環境衛生費204万2000円（リサイクル還元金、生ごみ処理機購入補助）じん芥処理費2697万7000円（収集及び中間処理委託、生ごみ処理手数料）であります。

本町との相違点及び特留点について申し上げます。

キーワードが「徹底する」「地域コミュニティとの連携」であります。ごみの分別が徹底されていること、各集落の自治会長がごみステーションの管理及び分別指導がなされております。91自治会で構成される衛生自治団連合会が組織され、運営資金として、ごみ袋収益金やリサイクル還元均等で797万2000円の予算が充当されております。さらに、詳しい分別の徹底として、可燃ごみ、不燃ごみ、生ごみ、資源ごみは中間管理業者、再商品化業者に委託し、徹底した収集処理がされています。また、生ごみに関しては、水抜き、乾燥を徹底し、農家から排出されるものは堆肥化し、農産物の肥料として再利用されるよう指導しているとのことあります。

次に、②産業振興策の一翼を担って運営されている「ふる里館」について申し上げます。

「ふる里館」は有限会社 坂下水産の個人会社経営で、従業員は社員14人、パート3人、アルバイト3人で営業しているとのことであります。

営業内容としては、カンパチ、ヒラマサの刺身、ブロック、胃袋、肝、切身、アラ、フライ、カツ、味付切身、餃子、魚バーグなど、養殖鮮魚加工品を主に野菜や花など農産物や惣菜などの一般加工品が販売されており、委託販売出荷者が185人（平成29年3月現在）うち錦江町内出荷者は130人となっています。商品の納入、引き取りについては出荷者本人が行っており、年間売上げのうち養殖鮮魚が25%、他鮮魚が13%で合計38%を占めており、出荷者のうち坂下水産以外の水産販売出荷者は3業者と漁師1人とのことあります。

年間来客数が16万人前後で、平日1日の売り上げが60万円、祝祭日が100万円とのことです。

平成5年10月の有限会社坂下水産設立当時は定置網漁、ハマチ、カンパチ、ヒラマサの養殖に取り組んでいたが、獲る漁業から育てる漁業に力を入れようと定置網漁をやめ、養殖のみに切り替え、福岡市場や関西、関東の市場へも出荷されています。

錦江町、大隅半島の人たちが食することが少なく、平成19年の夏「うちで養殖している魚を地元の人たちに食べてもらいたい、そして地元で農業をしている人たちの野菜などを一緒に販売し、それが生産者の楽しみになれば」との思いで始められたのが「ふる里館」とのことでした。

家族親族中心で運営は行っていますが、他の従業員も家族以上に店への思い入れはとても大きく強く、より良い店にしたいと2カ月に1回のスタッフ会議を行っています。毎月18日を「カンパチDAY」と決め、おいしさをもっと知つてもらおうと試食等のサービスを実施しているとのことです。

錦江町の取り組みは最近新聞等でも頻繁に取り上げられるようになってきております。本町もより良い住民サービスの向上に向けて、より一層の努力をしていく必要があると痛感いたしました。

以上で環境経済建設常任委員会の所管事務調査についての報告を終わります。

○議長（福地元一郎君） これで所管事務調査報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 議員派遣の件

○議長（福地元一郎君） 日程第7、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第8 閉会中の継続調査について

○議長（福地元一郎君） 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務厚生文教、環境経済建設、広報常任委員会、議会運営委員会、新庁舎建設及び跡地利用検討特別委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福地元一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（福地元一郎君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第2回与論町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 福地元一郎

与論町議会議員 遠山勝也

与論町議会議員 高田豊繁